

議 事 日 程 (第 2 号)

令和3年6月9日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

- 日程第 1 ※一般質問
※一般議案
- 日程第 2 議第55号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議第56号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)
※条例案件
- 日程第 4 議第57号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について
※事件案件
- 日程第 5 議第58号 新庁舎東側用地防災倉庫・車庫建設及び駐車場整備工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議第59号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋上部工工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議第60号 福祉車両(マイクロバス)の取得について
- 日程第 8 議第61号 小型動力ポンプ付積載車の取得について
- 日程第 9 議第62号 庄内広域行政組合格約の一部変更について
- 日程第10 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	

9番 阿部満吉君 10番 高橋冠治君
11番 斎藤弥志夫君 12番 土門治明君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	池田与四也君
総務課長	中川三彦君	企画課長	佐藤光弥君
産業課長兼 農委事務局長	渡会和裕君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	池田久君	町民課長	後藤夕貴君
会計管理者	舘内ひろみ君	教育長	那須栄一君
教育委員会	菅原三恵子君	農業委員会会長	佐藤充君
教育課長 選挙管理委員会 委員長	石垣ヒロ子君	代表監査委員	本間康弘君

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林 エリ 書記 菅原 悠

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） おはようございます。昨日、議会終了後、前の企画課長の村井仁さん、お亡くなりになったということで、大変痛恨の思いであります。彼は、今蕨岡まちづくりセンターのセンター長、それから遊佐高支援の会の会長、そして今までは観光協会の事務局長、そして芸文協の会長というふうに非常に要職に就かれ、我々を指導なされた方です。まずはお悔やみを申し上げるとともに、彼の教えを問いながら、議会活動、議員活動をしていきたいと、そんなふうに思っているところであります。

それでは、私から一般質問をさせていただきます。新型コロナワクチン接種や対応については、日頃から町長が挨拶の中で、現時点での新型コロナ感染症対策の説明がされてきました。まず、改めて町としての対策を伺います。65歳以上の町民への新型コロナ感染症に対するワクチン接種が5月25日から始まりました。若干接種時期が遅れたものの、他市町村のような予約等の煩わしさもなく、接種者には好評のようであります。現時点では大きな問題もなく、順調にワクチン接種が進んでおります。7月29日までの日曜日を除く日程で始まって、現在行われております。予備日も入れて7月中には、5月31日現在5,582名の65歳以上のワクチン2回接種が、特殊な事情がない限りほぼ終了する見込みであるということでもあります。町全体としての経済活動を支えております64歳以下から20歳までの町の人口は、今6,040人ほどであります。この世代に対するワクチン接種の進み具合が感染防止の大事な部分となります。全国的に見ますと情報が錯綜して、実施主体の市町村等が非常に戸惑いを隠せないところであります。我が町では、医療、福祉関係の中には2回接種を終えた方もいますが、現役世代の接種が終わるまでは気を許せない状況ではないかと、そんなふうに思っています。これから64歳以下のワクチン接種の計画を伺います。

また、接種会場で特に気をつけている事項や、貴重なワクチンを無駄にすることなく接種するためにどのようなことを行っているのか、また副反応の症状を訴える接種はないのか、それらの状況を伺います。

次に、コロナ禍における今後の町、地域行事やイベントの開催について伺います。一昨日、7日には東京2020の聖火リレーが好天の下無事に、盛大に行われました。町民の皆さんも大変喜んでおりましたが、コロナの規制がなければ、沿道をたくさんの方が埋め尽くす、そんな状況だったと思っております。まず昨年から続くコロナ禍において、多くの行事やイベントが縮小、延期、中止になっております。町民は、行わないことに知らず知らずのうちに慣れてきた今日この頃ですが、それに対して町民からは主立った不平不満などの情報はないとお聞きします。そうすれば、今まで町が、地域が努力して行ってきた行事は何だったのかというふうになりますが、コロナ禍の状況では当然大勢の人々が集まる行事というのは自粛しなければならないものですが、今後はワクチン接種も終わり、全国的に非常事態宣言も解除になり、人の動きが活発化してくることは想像できますが、旅行や観光イベント、大きな祭り等にすぐに人出が戻ってくるとは限りません。まして地域行事等は、住民の負担も大きいことから、危惧するところであります。皆さんもご存じのとおり、少子高齢化で地域行事を維持していくことが困難なところもあるとお聞きします。コロナ禍を機に町、地域行事の見直し等をするいい機会ではないかと思っております。町はどのように考えているのか伺います。

また、令和5年春に開校予定の新遊佐小学校と地域行事の関係はどのようなものを伺います。

次に、シルバー人材センターの登録者の減少による影響について伺います。近年、農家への人材センターからの派遣が多くなっています。特に稲作農家は耕地面積の集約化が進み、1農家当たり耕作面積が増

している事情であります。春先の繁忙期の人手が足りない、播種作業や田植作業等の大きな影響を受けております。これを受けて、JA庄内みどりでもJA無料職業紹介事業を行うとしております。シルバー人材センターも一時は登録者も多く、農業の繁忙期の人材も確保できておりましたが、時代の変化とともに定年延長や再雇用など、また定期的な仕事場を求めている、短期的な仕事をなかなか受け入れられないということもあり、今年やむなく春作業の派遣は中止したところでありました。今後ますます農家の経営規模は拡大すると考えております。町は、主要産業である農業への労働力確保をどのように考えているのかをお聞きして、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。議会2日目の一般質問の最初の質問者であります10番、高橋冠治議員に答弁をさせていただきます。

コロナウイルス感染症のワクチンの接種の状況についてでありました。5月13日から介護施設や障がい施設に入所している高齢者や介護施設の従事者へのワクチンが始まりました。我が町では、実は5月13日から既に始まったということでございまして、5月25日からは一般高齢者への集団接種を始めたところがあります。5月29日まで、土曜日まで町民体育館1階、児童高齢者体育館を会場に、また6月1日から6月5日まで、土曜日までについては吹浦まちづくりセンターを会場に、遊佐医会の協力の下、医師2名、看護師2名を含めた総勢で26名体制でワクチン接種を行っております。6月22日までに第1回目の接種を終える予定であります。接種状況につきましては、6月5日現在46集落、1,989名の高齢者等の接種が終わり、対象高齢者およそ3割以上の方に1回目終了したところでありました。会場の広さを考え、人の流れや分担を工夫し、できるだけスムーズに接種が行えるよう、また具合が悪くなったときに対応できるように行っているところであり、今のところ副反応等に対応するケースは出ておりません。現在は、自分で接種会場に来ることができる、または家族が連れてくることのできる高齢者を対象にワクチン接種を行っていますが、寝たきりなどでどうしても接種会場に来ることができない方で訪問診療を利用していない高齢者、いわゆるお医者さんにかかっていない、まだ手が回っていない高齢者については、いかに取りこぼしをなく接種を進めていくか、またワクチン接種を悩んでいる高齢者に対してどのように情報を提供していくかがこれからの課題となっております。今後ケアマネジャーや民生児童委員と連携し、寝たきり等で接種会場に来ることができない高齢者を把握し、対応して検討してまいります。また、ワクチン未接種の高齢者については、予防接種自体が強制ではなく、努力義務として本人の意思により接種するものであるため、広報等を活用するなど機会を捉えて情報提供し、接種勧奨を行っていきたいと考えております。ワクチンを余らせることなく使用するためには、吹浦まちづくりセンターにおいては、余ったワクチンを有効に使うために保育園の保育士さん等にワクチンの接種を既に始めたという情報も伝わっており、報告も受けております。

次に、65歳未満の方へのワクチンの接種ですが、国が示した接種の順番が、1番目が医療事務従事者、2番目として65歳以上の高齢者、3番目が60歳から65歳未満の方または基礎疾患のある方、または介護施設の従事者となっており、4番目がその他の方となっております。しかし、国ではファイザー社製ワクチンの対象年齢を16歳以上から12歳以上に、また4番目の順位の方のその他の方も3番目の方と一緒にワクチンを接種を行ってよいとの方向転換が示されております。これにより小中学生が含まれ、64歳以下の方への

ワクチン接種が一緒にできるようになったところであります。国の進める企業内でのワクチン接種や県が実施する山形市での集団接種のこれからの動きが見えない中、今後の国や県の動向を見通しながら、8月からの65歳未満へのワクチン接種開始を目指し、遊佐医会と協議をしながら企業での接種や個別接種、集団接種等、様々な接種の方法を考えていきたいと考えております。

2番目の質問でありました、コロナ禍においての町とか地域の行事の在り方についての質問いただきました。今年も残念ながら、夕日祭りの花火大会とコンサートは中止。そして、実は6月19日に予定されていたブルーラインマラソンも来年の延期が決まっているなど、昨年を引き続きコロナの感染症の影響が出ております。一方、海開きについては予定どおり行う予定でありますし、感染症対策を取りつつ、安全面も考慮し、開設の予定でありますし、ツーデーマーチも1日限りとし、参加者を限定、出発時間も分散するなど工夫を凝らして実施する予定であります。イベント等について、県が策定したイベント等の開催に関する基本方針の要件を満たし、かつ感染拡大防止に係る留意事項に対応できる場合に開催する旨、町の対応方針、第9版を既に示しております。十分な間隔を保つ、入場者、参加者の管理、制限、感染防止対策の徹底、入退場時の行動管理の徹底など、現状ではクリアしなければならないハードルが非常に高いものと考えます。先日の聖火リレーにおきましても、遊佐小学校、子供たちは希望者参加したわけですが、一般の方の中には、会場内には入れませんでした。外から開会式のセレモニー、眺めていただくしかないということで、大変心苦しい思いだったのですけれども、子供たちへの感染等のしっかりハードルを高くしないと、何でもいから入れてしまえではやっぱりなかなかコロナウイルス感染症終息に見込めないということもありまして、あのような形をさせていただきました。あの聖火リレーについては、県の実行委員会のご指導を徹底していただきましたので、それら等については安全に開催できたこと、感謝を申し上げます。

さて、このような状況の下での各イベントの主催団体等において、また地区の行事では各まち協やそれぞれの集落において町の対応方針を参考に、適切に判断されるものであります。イベントの見直しということですが、ワクチンの接種の進展、画期的な治療薬の開発や治療方法の確立により、これまでと変わらない生活様式に戻ることができれば、これまでのイベント等を基本に検討していくこととなります。ただ、変異株などの影響でワクチンの効果が一定程度しかなく、今後も十分な感染対策を取りながらの生活となれば、新しい事業への転換、イベントへの見直しも必要になってくると考えられます。まずはワクチンの接種後の状況を見据えること、その後、国、県での支援の変更があれば、それに沿った形で実施できるものもあるでしょうし、また根本から再構築しなければならないものもあるかもしれません。今後は、コロナ感染症の状況に応じて対応していく必要があると考えております。

また、令和5年春に開校する新遊佐小学校との地域行事との関わりはどうするのかという質問であります。新校開校準備委員会での学校部会では、主に教育課程に関わる地域行事について検討してきました。委員は、地区まちづくり協議団体から6名、小学校PTAから5名、小学校教職員から5名、保育園から2名、識見を有する者から2名の計20名で、各小学校、地区の状況を情報共有しながら協議を重ね、学校部会としての最終的な意見を今年の3月にまとめました。最終的な教育課程の編成は、当該校の校長であるため、学校部会としてはあくまでも町校長会に対する教育課程に関する意見書という形で取りまとめ、町のホームページにも掲載しております。意見書の内容を一部紹介しますと、各校に共通している

もの、例えば読み聞かせや自然教室、ジオパーク学習は実施していく。四大祭について学んでいくことは、子供たちの学びに効果的である。そして、3つ目としては、総合的な学習の時間については、これまでの各校での学習内容を基にした学習素材のリストを準備し、子供の実態や狙いに沿って学校が年度ごとに選択し、遊佐町全体をフィールドにした豊かで深い学びの場にするなどとしております。

なお、学校共通の地区運動会と学習発表会と地区文化祭の関わりについては、町校長会とまちづくり協議会に調整を依頼することとなっております。

3番目の質問でありましたシルバー人材センターの登録者の減少について、確保のためにという質問がなされました。農家数の減少や兼業化の進行を背景として、これまで全国的に農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積が進められてきました。そのため担い手1人当たりの経営規模は拡大傾向にあり、現在本町では農地の約70%が担い手に集約されている状況です。こういった状況の中で、シルバー人材センターからは農繁期における貴重な労働力の一部を担っていただいているわけではありますが、今後それらが望めないとすれば、大規模農家等の農繁期の影響は懸念されるところであります。農家の後継者不足や高齢化が進む中、今後担い手への農地の集積は一層進展するものと思われましますし、農業に係る労働力の確保は地域農業にとっては大きな課題として捉えております。町では、関係機関と連携しながら、次代を担う新規就農者の確保や地域の農業を牽引する意欲ある担い手の育成に努めるとともに、農作業の省力化、協業化、そして機械化導入等への支援を継続的に実施し、持続可能な地域農業の確立に努めております。ただ、議員ご質問のあったシルバー人材センターについてであります。県ではいわゆる広域社団法人、県の連合会としてはそういう独立した法人でありますし、遊佐町の団体につきましては一般社団法人の法人格を有している団体と考えております。基本的に自主、自立、協働、共助を旨とする団体に関する部分への質問であります。団体とのこれまでの相談があったわけではなく、一方的にここで私から答弁することは控えさせていただきたい、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まず、町長の説明によれば、5日現在46集落という、1,089名ということで、30%を超える高齢者の皆さんが接種ということであります。まずは予約制ではないということで、非常に酒田市の皆さんからは羨ましがられていて、私の知っている人は、親を遊佐町の住所に移すかというような、そんな話もする方もおりました、本当に。ある県会議員は、3時間電話かけても次に回されたという人もおりましたが、そういうような状況で、小さい町は小さい町ならの優位性をここでやっぱり示していただいて、順調に進んでいるのだと思います。なので、65歳以上のめどが立ったということであります。問題は、その以下の64歳以下、ここが6,000人からいるわけなので、ここが問題であります。まずは、昨日おとといと県の感染者数は1名ずつで、今日の新聞によると昨日1名でちょうど2,000人という、切りのいい数字というのはおかしいのですが、まずそういうことでありましたが、ただ重症化する率が高くなったと。それで、若い人、四、五十代の方も重症化する率が高くなったのだというふうに書かれております。そして、問題は変異株が入ってきて、酒田市の感染者もその一部が入ったという情報が流れております。なので、かなり感染能力が高い変異株です。それが蔓延しないうちにやはり町民全て2回接種が終われば、これはこしたことはないのです。なので、まずは極力早めの対応ということになるのです。町長から、今8

月から64歳以下をやるのだとあります。なので、本当に64歳以下の町民はまずいつかというふうに待っております。それをいかに早くやるのか、まず65歳以上の接種でどのようにやればこういうふうになるのだというような蓄積ができたと思います。なので、それであれば、もう少し1日当たりの接種の人数をどのようにすれば増やすことができるのか、そのようなやはりノウハウの蓄積というのは、私は少しはできたのかなというふうに思っております。なので、65歳以上の接種の1日の接種数よりは、とにかくまずは接種者の人数多くして、短期間で接種の終わることをまず願うところであります。その辺は、今どのようにお考えなのか伺います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） ワクチン接種に当たり、健康福祉課にお願いしたことが2つありました。まず、高齢者だからバスを回して、そしてバスでしっかり連れてくるようにと、来れない集落とかいろんな形あるのでしょうから。そして、もう一つは、遊佐医会とやっぱり相談してくださいよ。ドクター、遊佐病院3人の方、土門医院2人、村上先生、菅原先生、そして遠田和夫先生、このような形から8名のドクターから支援をいただいています。やっぱり素人ではできないことですから、しっかりと遊佐医会と相談申し上げて、次の計画も練るようにしていますので、それら等の答弁については、残余の答弁は課長よりいたさせます。

議 長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

まず、遊佐医会との協議については、今週の11日に予定してしまして、これによってまずある程度の方角性は決まるものと思っております。64歳以下の人への接種ということなのですけれども、健康福祉課としての考えということでご説明させていただきますけれども、これまでは高齢者ということで皆さん在宅、仕事もなく、家のほうにいるという方が全部対象でした、まずは。そのために集落を指定して、バスも配車という形を取ってきたわけです。まず、若い人方については、日中仕事をされています。ですので、簡単に仕事を休んで指定した日時とかに来るといのはなかなか難しいのではないかと考えています。ですので、平日のいわゆる接種人数については、今は半日で100人とか200人とかできますけれども、多分かなり少なくなるであろうということで考えています。ただ、医者だけということではとてもではないけれども、とてもできない相談なので、ある程度の集団接種もしながら、土曜日もしっかり集団接種を行って、そしてかかりつけ医も併用してという形でのまず接種方法になるのかなと思っております。特にかかりつけ医については基礎疾患のある方、これについてはまずやっぱり医師の判断とか意見もあるだろうということで、主にかかりつけ医で接種していただくという方向で考えていますけれども、そのほかの人方については集団接種、あるいはかかりつけ医があればかかりつけの医師ということで考えていまして、対象としては全部合わせると多分6,700人くらいいるかと思えます。ただ、今まで受けた人、あるいは医療従事者、その他を除くと5,500ぐらい、ただ実際にはもっと接種率は低くなると思いますので、実際に集団接種での受け付けるのはもっと少なくなるかとは想定していますけれども、今のところそんな状況で考えています。

以上です。

議 長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 現役世代と言われる方々ですが、仕事に行っていると接種のために休むことがで

きない方もおるのですが、やはり企業にお願いするということは大事なのかなというふうに思います。ワクチン接種が決まりましたと、休ませてくださいと言って、いやいや、駄目だという企業が今の状況であるのかなと。あるかもしれませんが、そこをこの状況なので、企業からのやっぱり理解を得て、なるべく平日でも行えるような手だてをしなければいけないと。都会であれば、企業の中で、大学だとか企業で集団接種をやるわけなのですが、遊佐町の最大の企業は役場なので、まずはそんな企業接種というのはなかなかできないわけなのですが、その旨やはり町が責任を持ってワクチン接種するのであれば、企業の方にお願いする。集団接種をしたいのですが、どうか従業員をその日に何とか休ませてくれませんかというようなお願いはできないのか、これは個人事業者に町からそんなこと言えないといえばそれまでなのですが、そういう考えはないのか伺います。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 企業にお願いという形ですけども、今国で示している大企業、いわゆる1,000人以上に、企業についてはその企業でやりなさいという、まず国の方向を示しています。それについては、そこに勤めていらっしゃる方についてはその企業でできるだろうと。遊佐にはないので、酒田市であるとすればエプソンとかそういった一部の企業になるだろうということは考えられます。小さい中小企業につきましては、こちらから一つずつ、例えばお願いという形はとても無理であろうと思っています。ですので、個人に対して、接種者に対してまず企業に話ししてくださいということ是可以かと思えます。それから、広報等で企業への呼びかけとかはできるかと思えます。遊佐だけの企業でもって、ほとんどが酒田市で勤務ということもありますので、酒田市とのちょっと連携ということも必要なかなと思っています。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 周知を広報等、回覧等というふうな話もありますが、やはり事業所の数、遊佐町はそんなに多くない。改めてお願いの文書を配布するとかはできるのではないかなというふうに思います。一人一人ではなくて、事業所単位なので、それはやる気があれば可能なかなというふうに思いますが、まずは一番大事なのは、今県内にはインド株と言われる本当に感染力が高いウイルスはまだ入っていないのです。県の医師会等が一番心配しているのは、そのインド株が入ってきたときに爆発的に増えると、それを心配しているわけで、行動範囲の広い現役世代のやっぱり早めのワクチン接種というのは非常に大事になってくると。我々も思うし、皆さんそう思っているということなので、まずはいろんな方に協力を願って、なるべく早く、土曜日接種するということですが、日曜日はお勤めの方もお休みなので、日曜日、お医者さんに休まないでやれということも非常に大変なことなのですが、そこは何かお願いして、できるものなら日曜日、祭日の接種もできればありがたいなというふうに思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 現在のところ日曜日は、お医者さんのほうからちょっと休んでもらってということではしているところでもあります。なお、11日に協議もありますので、その場でまず日曜日でもできるかどうかという話も出してみても、一応協議していきたいとは思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 県内の感染者も宮城県、東京辺りの交流の深いところが抑えられてきたので、そのせいで少なくなったというふうな考え方もありますので、まずはなるべく早めの接種ということをお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、先ほどから言っておりました、もう昨年から町の行事だとか地域行事が延期、中止等いろいろあります。いつもなら6月の頭に住民運動会があって、各集落では選手集めに体育部長が奔走している時期であります。ある体育部長は、ゆっくりしていいなという話もありますが、本当にやらないことに次第に町民慣れてきました。やらないことにほっとしている気持ちがどこかにあるのです。やっぱり町長先ほど答弁したとおり、コロナ対策をしっかりしながら地域イベントをこれからやっていくのだと、町のイベントもやっていく、それから地域はその地域で住民としっかり相談しながらやっていくと。それは接種が行き届きました、8割ぐらい接種すると集団免疫ができるという話であります。地域の今がくんと落ちたやろうというエネルギーがすぐ回復するかというふうな心配もあります。よくというか、ある公民館、まちづくりセンターで、遊佐ではないのですが、地域行事の見直しということでアンケートを取ったのだそうです。そうすると、1、2番に見直したい行事、1番、運動会、2番、敬老会なのだそうです。我々はそんな声を上げて、それはなく、でもそういう見直すときはそこを見直ししてくださいというような、そういう意識がやっぱりあるのです。なので、それよいか悪いかという問題ではなくて、根底にそのような意識があると。先ほど私も質問の中に、やはり少子高齢化で人口自体が減っている中で、やることがほぼあまり減っていないと。そうすると、個々に対する負担が当然、今から20年前と今ではかなり個々の負担が増えております。小さい集落になると運動会、全員が毎回走らなければいけないような、そんな状況であります。これをよしとするのか、そういうような状況が続きます。なので、私はある程度やめなさい、やりなさいではなくて、ここに来てちょうどいい機会なので、少し地域行事だとか、そういうものを一回考えてみる機会なのかなというふうに思っております。町当局は、先ほど町長はいろんな感染対策しながらやっていきたいと、そして地域に相談して、地域は地域でやっていきたいというふうなお話がありますが、どのようなお考えか伺います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 本年度も鳥海山に関してはトイレのこともあるし、そしてやっぱりどこから、いつ来るか分からない、山を空にしては一番危険だという形で点検登山等を準備しながら、山小屋も今年は大物忌神社開けていただけということになったそうです。そんな意味でいくと、大変ありがたく思います。やっぱりインバウンドというのでしょうか、外国から来れない中で国内での自然豊かな鳥海山に来て、心の満足を得ていく人が一人でも増えてくれればありがたいと思っています。

ただ、今の地域自治組織については、遊佐町が合併協議をしたときに、それぞれにやっぱり地域のことは地域で担う組織が必要だねという発想でまちづくり基本条例の中に地域自治組織を設置してきた経緯があります。取りあえず運動会と敬老会は地区主催でいいのではないのという、その当時のスタートは、そういうところからスタートしているはずで。そうすると、先人から蕨岡の場合は合併の1年前からたしか住民運動会はスタートしていましたが、ほかは合併の年に初めてやったということがこれまで続いてき

ているわけですから、その中で取捨選択というのでしょうか、それぞれの地域のことを、町が今そういうあれをしてください、これはしないでくださいというふうな形では、今そういうまちづくり基本条例にはそういう形はうたっておりませんので、それは地域で知恵を絞って、汗をかいて、地域の満足感具現化するために、やっぱり努力をしていただいていること、私としてはありがたく思っているわけです。

ただ、事業が減っているという意識を私は持っておりません。西遊佐地区においてはエプロンサービスという新しい高齢者福祉のセクションで、やっぱり地区で頑張ろうよという形を新たに起こしてくれました。そうしたら、稲川地区でもおたがいさま稲川というのですか、地域をケアする、そんな地域住民の組織、公でなくて、そして市設でなくて、そんな形がスタートしてきたということ、時代に合わせて必要なものはその地域、地域でやっぱり準備していただいている。また、遊佐地区でもそれがタクシーの買物支援が始まったやに伺っております。地域をこのままではどうしようもないよねという思いを持つ皆さんがやっぱり地域に諮って、そして地域の協力金もいただきながら、それらを行っていただいているということ、町は確かにまち協の職員の分の人件費は負担をしていますが、それぞれの地区でそれぞれのやり方で新しい事業も展開していただいているということについては、いや、地域の自治意識がそれだけやっぱり高まったのだなという思いをしているわけですから、それらが町全体に広がることができれば何とすばらしいことかなという思いをしています。行政は、よく町行政が何でもやってくれるなんて考えたって、それは何もやってくれないものだとは私は思っています。地域でやっぱり知恵を出し、汗を出して、そして稲川地区については1,590円の負担金、住民協力費、1年間、かなり高額です。ほかだと800円とか、1,000円以下のところもかなりあるのですけれども、それを地域の皆さんがよしとして地域活動に負担金を出して頑張ってくれているというのは本当に頭の下がる思いですし、それを運営する皆さんにとってはやっぱり地域の伝統をしっかり受け継ぐ、そして次に伝える役目を担っていくことをありがたく思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 新しい事業も始まっているということでもあります。エプロンサービス等やっておりますが、やっている世代が今厚いのです、世代の数が。なので、できるということもあります。ただ、もう20年後、そういうサービスをやれる人の数が当然減っていくわけなので、それら等があります。

では、副町長は公民館の主事等やっております、地域行事に深く深く関わっております。副町長、どのような見解をお持ちなのかお伺いします。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えします。

公民館主事時代をいろいろ思い起こすテーマはありますが、それはこちらに置いておいて、町としては、私個人としても、そういった流れといいますか、今の状況について決して悲観するものではありません。いずれまた戻ってくるのだというふうに思います。ただ、そのまま戻ってくるかはやはりそうではないのかなというふうに思います。町主催事業等の開催をこれからまた再スタートさせるに当たって、地域行事、あるいは村での行事含めて地域の活性化、村の活性化、そういった行事だとかイベントを開催することによってそういった村づくりを、地域づくりを進めてきたという点からしても、町がやはりその辺を、実際事業をしっかり執り行うことによって牽引していくものかなというふうに思います。完全に戻ってくる

とは思わないというのは、やっぱり一定の見直しがここでされていくのかなというふうに思います。一例を挙げますと、町内6地区あるうち、ある地区ではこういう言葉を使っておりました、縮充。縮めて充実するのだということで、秋の祭り、センター祭りなどで、それまで2日間開催していたものを1日開催にして、それが大変好評だったと、役員からもとても喜ばれたというふうな形で、もう既にそういうキーワードをもって地域づくりが進んでいるというところもあります。これからコロナが終息して、いわゆるニューノーマルな生活様式を求めていくことになろうかと思いますが、その先には縮充という言葉キーワードとしたイベントなり行事なりの見直しが迫られてくるのではないかなというふうに思います。昨年度、町の財政運営においては、昨年度の予算編成会議の場において縮充という定義でこれから町の事務事業の見直しも前例、先例、慣例にとらわれず、一定の見直しを図っていこうというふうな考え方をもって当初予算が編成されたということもありますので、ぜひ前向きに縮充をしていきたいものだなというふうに思うところです。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 縮充という新しい言葉をお聞きしました。実は去年の住民運動会、半日で終えたところもあって、それが意外と好評だったという話もあります。なので、できることからまずはそのようなことを考えていきながら、住民負担をあまり多くしないように、そして長続きできるようなやっぱり事業にしたい、行事にしていかなければいけないと思います。まずは、町の大きなイベントは交流人口、やっぱり町の経済もありますので、そこはしっかり対策をしながらやっていくというような考えで私はよしと、そんなふうに思っておりますが、これから今縮充という言葉もありましたので、それなりに一度真つ更地にして考え直すという言い方変なのですが、その辺もまずはいい機会なので、考えるべきだというふうに思っております。時間もないので、本当は教育課長にお聞きしたかったのです。この次ゆっくりお聞きします。すみません。

次に、先ほど農家の繁忙期の人手が足りなくて、非常に今年困ったという話をさせていただきました。答弁の中でも担い手に農地の70%を今遊佐町集約しております。なので、やっぱり自分も思うのですが、稲作農家で一番忙しいのが春なのです。田植の準備から、苗を育てながら、それからややもすると、ややもではなくて、いろんな総会があって、時間も取られるわ、農家だけしていればいいような時期ではないのです、3月、4月、5月と。なので、本当に人手が幾らあっても足りないという状況です。それがやっぱりある程度大きな農家に当然集約していきます。短期です、二、三日が播種作業、俗に言う種まきなのでしょうか、2日か3日なのですけれども、そのときの人ってなかなかいないと。では、常時雇用すれば、3人、4人は常時雇用は稲作農家ではできないということで、大変困っています。そんな中で、JAで無料職業紹介事業ということで、6月の3日と4日と説明会がありましたが、私はちょっと行けなくて、資料は頂いたのですが、JA庄内みどりであっせんするのだということでもあります。あっせんするので、あとはいろんな問題は個々にやってくれと。ただ、あっせんするのですが、障害共済には入ってくれと、そういうことでもありました。まずは非常に農家も大変であります。なので、今これがうまくいけばいいのですが、県もやっております。やまがた農業ぶちワークというような無料アプリがあって、そこに登録すると労働力欲しい方、提供できる方ということでもあります、このマッチング率が7割なのだそうです、今

県でやっているやつが。ただ、ほとんど村山地区のサクランボ果樹系統なのだそうであります。なので、まずはこのようにインターネットを開くと出てくるのですが、アプリの、なかなか稲作農家にはなじまないというアプリでした。ただ、アプリの使っている人が30代が一番多いのだそうです。一番困っているのが60代、70代の方がアプリを使えません。そういうこともあって、やっていることはいいのですが、なかなか普及しないというところであります。まずは、役場が何しろこうしろという問題ではないのですが、町としてはこのような問題をどのようにお考えなのか伺います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

ただいま議員のほうから、農家における人手不足の対策としまして、JAさんで取り組む無料職業紹介所の件、あと山形県のほうでも本格運用を始めましたやまがた農業ぷちワーク、こちらの2つのご紹介等をいただきました。町としましても、やはりこれからますます農地の集約とか、そういったものが進んでいくわけですが、それに伴って人手の不足がますます増えていくということで想定もされております。県のほうで新たにやまがた農業ぷちワーク、スマートフォンアプリケーションを使つてのマッチングという支援を始まっているわけではありますけれども、ただいまお話しいただきましたとおり、どうしてもサクランボ農家さんの支援が先になっているということでもありますけれども、今後町としましてもこの2つの制度、ぷちワークのアプリの制度ですとか、農協さんで取り組む紹介の制度、こういったものの周知に努めまして、この2つのシステムを農家さんからうまく活用していただいて、人手不足、労働力不足解消につなげていってほしいというふうに思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 全国的に見ますと、県でもやっておりますが、各農協、単協でもいろんなことをやっています。単協でやるのはその単協の状況に応じた、酪農であれば毎日続く酪農をサポートするような、そんなぷちワークだったり、果樹は果樹として地域で違うのですが、なので遊佐町も果樹農家そんなに多くないのですが、畑、畑作農家もおります。そのようなことで、これから畑作農家もずっと高齢化はしておりますので、まずはこういうようなマッチングアプリ、これ名前がワンデーワークなのだそうです。ワンデーワークではなくて、ワンデーワークというような名前であります。まず、これらのことをあるのですよというような周知は農家の皆さんにするべきかなというふうに思っています。本当に農業後継者が集約されて、非常に短期の労働力の不足というのがこれからずっと続くのだと思います。これを少しでも緩和できるように町もいろんな部分をアピール、宣伝をしていただきたいと、そんなふうに思っておりますが、どうでしょうか。それをお聞きして、最後の質問といたします。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） 町としてできますこととしましては、今申し上げました周知に努めるということになるかと思えます。具体的に申し上げれば広報紙、また町のホームページ、そういったものなるべく皆様に情報をお届けするといったことから取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） おはようございます。令和3年5月17日に開催されました議員全員協議会に提出されました旧庁舎跡地利活用につきまして、貴重な町からの提案がございました。町づくりの基本である、自分の住む町に興味を持ち、自ら住みやすくするために話し合い、必要とあらば行動する町民の皆様がいらっしゃる、駅前一区では自分たちが住む町で、そして旧庁舎を大切に思い、これから解体後はどのように使っていけばいいかということで、何回も協議を重ねました。今回は、跡地利活用についてのアンケートを駅前一区自治会組織の三役の皆様が基軸となり、住民の方々の声を集約して町側に提案するというニューモデルを取らせていただきました。回答いただき、それを回収し、検証し、町民自ら年代別に30代、40代、50代、60代以上を分けさせていただき、質問内容は跡地利活用についてイメージに近いものに丸印を複数回答いただくという形式にいたしました。この庁舎は、私も50年前、缶蹴りをしたり、友達とかくれんぼを空き地でしたり、そういう思い出のある庁舎です。この庁舎は、もう少しすると取り壊されます。しかしながら、その後をどう活用していくかはそこに住む人、そして町内の全ての町民の方たちの跡地利活用という考え方で、私たち駅前一区の住民も今回は少し声を出させていただこうと思い、決心をし、進めてまいりました。

アンケートの内容、A、急な雨などにも困らない、足の悪いお年寄りも雨宿りができるベンチのあるあずまやがあるといいね。B、待ち合わせ場所にもなるような憩いの広場がいいね。C、花壇のある癒やしの空間があるといいね。水飲み場も欲しいね。D、スクールバスの停留所の確保ができ、危険や渋滞回避のゾーンを造って、そして小さくてもよいかから待合室もあるといいね。E、その他。このようなアンケートの結果を町側に提出させていただきました。その回答を今日お聞きできればと思います。

次の項目に移らせていただきます。題目は、持続可能でレジリエント、弾力性があり、しなやかな地域に遊佐町がなるための政策についてです。皆様のお耳にも聞き慣れてきましたSDGs、持続可能な開発目標が少しずつ浸透してきております。環境省も気候変動危機をストップさせるためにゼロカーボンシティ宣言をする自治体を国内外に発信しておりますが、当町も2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて、業務的に計画的にどのようなビジョンをお考えかお聞かせください。

②、分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）に係る事業の募集が総務省から地方創生の一環として地方自治体向けに発信されておりますが、当町も取り組む予定の有無はございますか。洋上風力など、これから自然エネルギーの増大により様々な議論がなされると思いますので、この項目はとても重要なことだと思います。

そして、最後には人材パワーアップとして新研修制度、レジリエントな地域づくりが可能になるような方策を生み出すことが一番必要な時期に来ていると考えますので、官民協働型短期交換就業制度をコンセプトに案をつくってまいりましたので、それを提案させていただこうと思います。

以上、壇上からの私の一般質問の読み上げは終わらせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、2番目の質問者であります6番、松永裕美議員に答弁をさせていただきます。

旧庁舎解体後の跡地の活用についての提言についてお答えを申し上げます。新庁舎建設に当たっては、

特に周辺にお住まいの方々には何かとご心配をおかけしましたと思いますが、こうして無事に完成を見ることができましたことは皆様のご理解があったからこそと、改めて感謝を申し上げます。事前には、近隣の皆さんへの建物がどのような高さになったらいいのだろうかとかと地域に説明会もいたしましたし、それらを受け止めての平屋建てという形で進められましたこと、大変皆さんの意見の具現化ができたということ、うれしく思っています。また、駅前一区の集落の皆様には、これまでも役場の集落の一員のごとく施設管理や環境整備に何かとご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。新庁舎に移っても、引き続き見守っていただければありがたいと思っております。

さて、現庁舎解体工事実施設計業務の中で跡地利活用を検討しており、駅前一区自治会からは跡地利用に関して要望書を頂いております。要望の内容は、駐車場だけではなくスクールバスの停留所、休憩スペース、花壇、防犯灯、防犯カメラの設置など、町民が集える場にしてほしいというものであります。跡地利用の方法としては、まずは防災センター来庁者の駐車場及び職員駐車場を確保したいと考えておりますが、その上でいただいた要望の中から、バス待合所の再整備と旧庁舎敷地内の一部樹木の移植や花壇を含めた植栽帯の設置を反映したいと考えているところです。

2つ目の質問をいただきました持続可能でレジリエント、弾力性があるしなやかな地域に遊佐町になるためにはというご提言をいただいたと思っております。元来自治体が行う業務は、その全てが何らかの形でSDGsとリンクしていると言われております。そのため各自治体では、事業目標の明確化と事業改善を行う際の方針としてSDGsの考えを事業に取り込むところから動き始めております。遊佐町においても、昨年度の3月に第2期まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略において、各事業にSDGsの17の目標アイコンを明示することで、各事業とSDGsとの関連を見える化いたしております。さて、そんなSDGsにおいて特に重要と言われているのが各ステークホルダー、いわゆる自治体、NPO、民間企業、自治会、学生団体等の様々な事業主体との間の広い連携が必要とされております。それぞれのステークホルダーでは、それぞれのおのおのがSDGsの目標達成に向けた様々な活動をしております。町としては、そのようなステークホルダーごとの活動の間に入り、それぞれの活動をマッチングしていくことで活動の輪を広げ、地域課題の解決、ひいてはSDGsの目標達成に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

町のこれまでの取組を考えてみますと、50年ぐらい前にまず生活クラブ生協連合会との開発米部会、いわゆる当時は開発米部会とはいわなかったのですけれども、遊佐町農協との相互交流から活動をやっております。これは全国で、多分食管法違反でしょうから、初めての取組だったのだと思います。また、2つ目としては、2013年1月に食と農を守り、地域を発展させる共同宣言をJA庄内みどり、遊佐町、そして生活クラブ生協で共同宣言を行っております。その共同宣言の趣旨にのっとり行動、いわゆる何かあってから相談するのではなく、事前にやっぱり生活クラブ連合会の皆様と一緒に相談をして、計画を立てるところから動き出しているということは、私はほかの自治体ではこんなことは多分やっていないのだろうなという思いをしておりますし、3つ目として、町内に完成しましたが、遊佐太陽光発電所による基金を酒田市、遊佐町、そして遊佐太陽光発電所等で基金の設置条例を持っております。その基金は、酒田市には積んではおきますが、それぞれの会議をもちまして、地域に還元しようという活動を行っております。先日第1回目の総会が開かれたところでありました。基金の設置条例等を設置しながら、やっぱり地域の環境保全等にしっかり備えましょうということ、そのような活動、まさに持続可能な未来づくりで遊

佐町がこれまで取り組んできた事業自体を振り返ってみれば、そんなにほかの地区に比べてしなやか、弾力性とか、そして町が地域を挙げて環境保全に取り組むという形自体に今進んできているということを考えますと、これまでの取組、足りないところは多分足りていかなければならないと思っておりますが、これまでのいい取組についてはもっともっと進化をさせていかなければならない、このように考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 町民の方たちがまとまって庁舎跡地をこのようにしたいのだというご相談を受けてから数か月、今日やっとここで提言させていただき、答弁をいただく日に駅前一区はコロナワクチン接種日でございます、傍聴のほうは残念ながらゼロだと思っておりますが、ただ私が思ったのは、町民の方たちのパワーがすごいなと思いました。私は、やはり何かお手伝いできることがあるならばということでこの役を買って出たわけではあります、今回様々な意見が出た中で、できるもの、できないものというのをあることを知りまして、もちろんなのですが、全てはできなくても、町民の方がおっしゃるには、聞いてもらえる姿勢、敷居が高かった行政が身近に感じられたというご意見がございました。なお、プラス、若い方からはホームページで毎月新庁舎建設工事現場レポートというもの、私のほうでも資料はこちらに16枚用意してありますが、どこでもホームページで町がどういうふうにするかを建て、どういう工事をしているかが閲覧できるように新庁舎工事現場レポートというのをとても簡明に、1月1枚の程度なのですが、見させてもらったりとかして、こういうことがやはり町民の方たちは希望していたのだなということも私も学ばせていただきました。確かに様々なミス、または様々な行き違い、そご、様々な価値観の違いはあるのですが、やはり前に進むために何をしなければいけないかと考えたときに、今までは駅前一区自治会という看板を掲げていても、なかなか大きい所帯でございます、ほかの小さい地区の方たちはすごく私は羨ましくて、もうまとまると思ったらすごくまとまって、先ほどあの運動会の話に戻りますが、すごくもう強いのですよね、まとまり具合が。ただ、駅前一区自治会としては、こちらの方言で言えば寄せ集めということで、たくさんの方たちがいろんな価値観を持って住んでおりますので、その距離感ってとても難しゅうございます。しかしながら、今回は跡地に関しては老若男女皆さんで知恵を絞り、取りあえず花があったり、子供たちがバスで通うバス停があったり、またバスのゾーンも酒田なんか、ほかの市ではあるのですが、色づいているような、道路にきちんとバスがかぼつとはまるような、スタイリッシュな感じができたらいいねとか、とにかく一生懸命皆さん考えてくださったり、あと庁舎が今ちょっとモダンテイストで、ブラックと、あとホワイトの感じなので、庁舎どこにあるのと聞かれたときに、こちらの跡地利用のところに、小さくてもいいのですが、屋根が赤かったり、色づいているバス停であれば、そのバス停を目指して来て、そして右を見ると庁舎ですよというアナウンスの仕方ができるモニュメン的な小さなバス停でもよかろうかなという話にも、私も考えたりしておりました。それも全部が全部役場の方をお願いするのではなくて、駅前一区のほうでボランティアでできる人、いろんな技を持っている方がいらっしゃいます。元大工さんだったり元左官さんだったり、そういう方たちでちっちゃなコミュニティーでできる等身大のプランを共に考えていければなと思っております。実現するかはまだ分かりませんが、こういう考え方に町側はどのようにお答えしていただけるかご答弁願います。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、ご要望いただきました点に関しては、100%という話ではないと思いますが、一定程度町のほうでも参考にして、実際の整備に生かしていきたいというふうに思っているところでございます。

新庁舎のほうにつきましては、この間完成を見まして、あしたの常任委員会の前に議会の議員の皆様にも内覧いただきたいということで、あしたよろしくお願ひしたいと思ひます。

これから新庁舎が具体的に引っ越しをして、開庁いたしますと、この旧庁舎についてはあまり時間を置かず解体をするという運びになってございます。今現在、旧庁舎の解体と、それから跡地の駐車場を中心とした整備ということで設計を行っているところでございます。7月の16日までを期限として設計を行っているということでありまして、あと1か月と少しということもありまして、だんだん終盤に近づいているという状況でございます。それで、駅前一区の自治会のほうからは本当に、議員からもありましたが、大きな集落で、なかなか様々多様な意見がある中でアンケートという形で奔走していただきまして、最終的には要望書ということで町のほうに頂いたところであります。要望書の中では、やはり町の中心に位置する場所であるだけに、アスファルトと白線だけの風景ではあまりにも寂し過ぎるということについては、本当に私も同感でございます。そういったことで、様々なご要望ということでスクールバスの停留所でありまして、休憩スペース、花壇、こういったものについて、あとそれから防犯灯、カメラの設置などについて要望いただいているところでございました。町では、この中でスクールバスの待合スペース、停留所とも言い換えてもいいと思ひますけれども、そこについては現在そこに屋根だけの待合スペースでございますけれども、もう少しそこは大きなスペースということで、実現してまいりたいと思ひます。また、植栽に関しましても今現在旧庁舎の周りに大分樹木があります。大分年数がたっております。この庁舎が開庁以来60年を経過しておりますので、大分大きくなって、立派になっておりますが、これを全部引っ抜いて処分ということはちょっと忍びないなということで、町の会議のほうでもいろいろご意見が出たところでございますので、全部とは言わないまでも、やはり可能なものについては少し残したいなということで考えているところです。また、駐車場についても必要台数は最低限確保いたしたいと思ひますが、それを差し引くと若干のスペースございますので、そういったところを活用をして植栽のスペースということで配置をしていきたいなということで考えております。また、その際植栽に関しましては、これまでも地元の方を中心としていろいろと面倒を見ていただいた経過がございます。今後についても引き続きそういった形で、植栽等の管理等についても一部ご協力をいただければ大変ありがたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） このご答弁を持ち帰りたいと思ひます。

それと、もう一つ、今まで町民のため、町民のためと言ってまいりましたが、そのできたスペースで、例えばこの庁舎で働く職員の方たちも、そして我々議員もちょっと和んだり、そういうことができるスペースであっても、これからの時代は働き方改革という名前のおり、そこで働く方が幸せでなければ、町民の幸せも構築することは難しいと思ひましたので、職員の方たちも昼休みゆっくりそこで美しい花を

見ながら休憩できるような場所になればいいのかなと自分では思っておりますが、これまたなかなか難しい案件だと思いますので、少しずつよいほうにいけばいいかなと思っております。

次に移らせていただきます。SDGsという地球規模の取組を町でも進めていらっしゃると思いますが、町民の皆様に浸透しつつあるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

SDGsにつきましては、2015年9月にニューヨークの国連本部のほうで国連持続可能な開発サミットで採択されたものでございます。目標につきましては、ご案内のとおり17の目標掲げてございまして、いずれもグローバルな課題をターゲットにしているものと認識してございます。

地域生活課のほうになりますけれども、2015年9月以前、SDGsの以前から、2012年になりますけれども、平成24年度から計画期間10か年の基本計画を定めまして、5つの重点プロジェクトの一つ、公共施設を含む家庭部門の省エネルギー意識の向上による家庭の省エネ活動ということで推進をしているところでございます。その中で、地域生活課におきましては緑のカーテンプロジェクトの取組を開始し、今年でちょうど10年目を迎えたところでございます。またあわせまして、2015年度からは町民省エネ節電事業も始めておりまして、こちらのほうは今年度7年目になってございます。いずれも町民の皆様には定着している事業であっているのかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） ご答弁いただきました。

遊佐町で何ができるかという話で議論させていただきたいと思っております。地球規模で考えるよりも、やはりこのサイズで考えると一番分かりやすいのですが、今ご答弁にありましたゴーヤのカーテン、これで温暖化防ごうという取組で、先日どこでそれは並んでいますかという質問で私聞かれまして、こちらですということと並んでいる場所に行きましたら、何とたくさんの方たちがお並びになっておりまして、コロナ禍、きちんとマスクをして、間隔を取っては並んでいるのですが、こういう企画を10年も続けて、そしてきちんと町民の方たちに伝わっている。そして、そこに並んでは駄目だよという自主警備員の方もいらっしゃるりとか、遊佐町のエコに関する感性とか、エコに関する対応が今とても花開いているときかなと感じました。なぜなら、何か企画しても、何かやろうと思っても、笛吹けど踊らずでは全く意味がないのです。本当に一つのことをやるのに、私は見ていたのですが、ゴーヤの苗を分けたり、数えたり、袋に入れたり、下準備がとっても大変なのですが、それがきちんと町民の方に行き届いて、一つのプロジェクトが終わったときの達成感というものは、やはり苗が残ってしまったらまた大変な問題で、では周知はどうなっている、広報には出したかどうしたかと、またそこでお仕事が進まなくなります。あの日の行列を見たときに、道路際には見えない行列でした。本当にふっと車庫の陰見ると並んでいらして、私も並ぼうかと思ったのですが、このたび完売だということだったので、また次回もし余っていたら並ばせていただいて、ゴーヤのカーテンに取り組んでみたいと思っております。そこで質問です。このゴーヤの苗、私が見た感じでは、50本ではいささか足りないのではないかなと思っております。60本、70本、80本、切りがないのですが、もし少し本数を増やしていただくということは、予算の中では可能でございますでしょうか、

お聞きいたします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

今ご質問いただきましたゴーヤの苗、今年につきましては先月の5月26日の日に実施をさせていただいております。例年、配布量でございますけれども、1人当たり苗につきましては2本、そして種につきましては1袋ということで、ご来場の皆様に50人分ということで毎年例年どおりご準備をさせていただいたところでございます。私も並んでいる状況を確認しましたがけれども、配布開始から僅かな時間でみんな完売になるという状況でございました。今議員からご提案いただきましたので、若干ではありますけれども、来年度から少しですけれども、配布苗数増やすのは可能ではないかなと思ってございますので、その辺担当の者と相談しまして、増やすような形で検討させていただきたいと思っておりますので、来年度は松永議員もお受け取りになるか、可能でございますので、ぜひお並びください。よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） SDGs、地球温暖化、グretaさんの発言、小泉大臣の発言、何が何だか分からない情報があふれる中で、やはり自分ができることを一歩ずつしていくしかないのかなと私も思って、このたびはゴーヤの苗にアプローチさせていただきました。

ちなみに、私が今取り組んでいるのは、ツバメが狭い玄関に巣を作ってしまうと、毎朝毎朝お掃除隊で頑張らせていただいております。バードストライクで野鳥がいなくなるとか、これから洋上風力がもし始まればそういった懸念の声もよく聞かれますが、このツバメを野鳥、鳥を今必ず夜になると2羽帰ってきますので、恐らく家族になって飛び出すまで、前の経験値もありますので、きちんと増やして返すような取組を、私ができることは今ささやかですが、それかなと思いつながら日々この町で暮らせていただいております。

それでは、質問2に移ります。脱炭素社会に向けて、当町の自然のエネルギーの自給率はどうなっておりますでしょうか。こちらが今まで調べましたところ、数値的なものをお聞きになっていた方がいなかったもので、私のほうから今回初めて質問させていただきます。よろしく願いします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

遊佐町のエネルギー基本計画の進捗点検、令和元年度実施していますけれども、その時点で町内に導入されている風力、太陽光等の再生可能エネルギーによる発電量は町内の電力消費量の171%相当になっているというような結果報告をいただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 私のほうでも若干調べさせていただきましたらば、お隣、酒田市の場合は商工港湾課様のほうで取扱いしているのですが、様々な理由があるとは思いますが、ちょっとデータはないということ、そして庄内町様のほうではただいま新しく12基ほど山のほうに立つ風車がございますが、それが建つ前は17%ぐらい、12基を足したら60から70%ぐらいにはなるのではないかなということで、逆にこういう質問されて、自分も調べることができたと感謝されたぐらいにして、私も自分でもびっくりした質問

をしたのだなと思っておりました。三川町様のほうは、建設環境課様をご担当なのですが、ちょっとこちらも今のところそこは出していないということ、鶴岡市様のほうもそのような状況でございましたが、これはその市によっていろんな課の構成や、出さなくてはいけないというものでもないので、当町についてはやはり意識的にどのくらいの数字かということを追いかけているのだなということ、そして171%という数字なのですが、小水力発電、太陽光、陸上風力とかなりのパーセンテージになってきております。ただ、ここで懸念しなくてはならないのは、やはりこれからまた様々な事業が入ってくるときに、どうやって町が方針決めて取り組んでいくかということだと思いますので、質問3で洋上風力、陸上風力などの自然エネルギー導入について、町としては町民皆様に説明会を行って、合意形成に取り組んでいるとは思いますが、これからは町民の皆様への啓発活動はどのように進めていかれるお気持ちであるかということをお聞きしたいと思っております。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 自然エネルギーの大切さにつきましては、町民の皆様も十分理解していることなのかなというふうに思っております。昨年、羽黒地区の陸上風力発電施設の建設例にもあるとおり、町民の皆様との相互理解、そして合意形成がなくて事業を進めることは不可能であるというふうに考えます。今後たとえ時間を要したとしても、町民の皆様のご要望を聞きながら、これからは丁寧に、丁寧に取り組んでいかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） お答えいただきましたように、やはりとても難しい問題でございますので、丁寧に、そして情報開示をし、また町民の皆様のご意見を耳を傾けて方針を決めていくのがこの遊佐町の一番豊かな未来へつなぐのではないかなと私も考えております。

ちなみに、この前の陸上風力の説明会がございましたときには、4月9日は十里塚で17名ほどの町民の方が、4月11日には松山地区で9名の方が、4月23日には西浜のほうで11名の町民の方がご参加されておりました。中には、新しく区長さんになった方が何をどう考えてどうすればいいのでしょうかと、困っていらっしゃる本当の気持ちをお伝えしてくれる方がいたり、なぜかという仕事で関わっている方たちはプロフェッショナルなので、毎日いろんな情報が入ってきて、国の動きも県の動きも全部把握しながらやっていると申すのですが、やはり私たち町民は、その分野においては本当にテレビ、新聞、ニュースから、あとはそれに興味のある識見者の友人、先輩から情報収集するしかございません。環境省のほうでもホームページで地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業からはじめたくさんの予算をつけていますよと44ページ、45ページもの長い政策の補助金のことが載っているのですが、どのページを開いても、どんなに見ましても、我が町でできるようなことがなかなかこれは町側からしたら、私も見方がちょっと違うのですが、国のほうで出したものに合わせないといけない、今までは、けれども、こんなに支援がたくさんで、有望な町でもこちらに手を挙げるのが難しいという現実を知ったときに、環境省ってどういう仕事をしているのと思ったときに、たまたまちょっと連絡を試してみたら、これは事実なのですが、電話を出した方が遊佐町の職員さんだったので、やはりそちらで働いていらっしゃる方もそこで勉強している、本当に分からないことを聞こうと思うと丁寧に答えてくださるのです。今までは、コ

ロナの前は自分の足で、私は自分で見に行って、調べてというところをやっていたのですが、ちょっとそれが今できなくなったので、オンラインだったりメールだったり、このようなやり方で今私の事業形態は変わったのですが、なおそこに遊佐町の職員の方がいてくれる安心感、それをやはり一歩前に出た町の考え方なのだなということを実感しました。

私は、洋上風力がどうか太陽光がどうか、私には申し訳ないのですが、まだ勉強不足で、ここで発言は控えさせていただきますが、ドイツのシュタットベルケというやり方、こちらは19世紀中ほどから始まっていて、恐らくいろんな自治体でも着眼して、そこにコミットして、エネルギー課とかつuckingている課もたくさんあるようでしたが、一応ご紹介だけさせていただこうと思います。シュタットベルケの最大の特徴は、多様な公共インフラ公益サービスを統合し、提供にし、相乗効果がこれを地域に根づかせて、経営を安定化させているというところである。例えばお客様にとっては多様なサービスの窓口が1つに集約され、ビル、請求書も1通で済むメリットもある。シュタットベルケのタイプは様々で、100%自治体所有のところもあれば、民間資本が多いところもありますが、本当は過半数の株を自治体が持つ、このようなシュタットベルケみたいなやり方もあるということで、全部が全部そのとおりにするというのではなくて、いろんな情報をミックスし、そして遊佐町サイズに等身大にアレンジして、こちらから県や国にもこれからはアプローチしていく時代が変わってきていると私は実感しております。

それと、今回最後のほうの質問ですけれども、職員の方の体制やセクションの持ち方を少し先ほど申しました弾力性、レジリエンスのあるようなやり方に変えていくのもこれからの時代は大事かなと思っております。その提案の中身としましては、できる、できないは別にして、私なりに考えたことがあります、発表させていただきたいと思います。

まず、民間との交換短期就業制度という名前なのですが、民間の方たちのスピーディーでアンテナの高いやり方と行政の実直できちんと丁寧に皆さんの意見をすくう仕事の仕方を、今活性化で行き来させたほうがよいと思います。長期だと相互の業務に支障が出るので、2週間から4週間の期間とする。職員の方のやる気やモチベーションを上げるため、やりたい方手挙げ方式とする。自主性を尊重。男性、女性枠は無論のこと、年齢制限の枠も設けないこととする。何歳になってもやりたいと思った方が手を挙げれる、そういう仕組みをする。製造業、飲食業、サービス業など多岐にわたる業種から働き、学べる場マッチングして、職員のためにもなり、また民間の方も行政職ってこんな大変だったのだと分かってもらうような仕組みづくりとする。一方通行ではなく、双方有益型で相互に実りのある交換、交流、研修制度になると考えますが、この制度についてのご所見を伺います。相手先としましては、鶴岡青年会議所様とか酒田青年会議所様の若手の社長の皆様たちは、様々な会合でこのような話をすると、もしそういう自治体があるのであれば、うちの社員をぜひ行かせたいと実際お声がけをいただくこともございます。ご答弁願います。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

官民協働型短期交換就業制度ということでございました。私どものほうもこういった制度について、まだよく理解していないということもございます。ご存じのように、地方自治体の職場については、職員については任用という制度を取ってございますので、なかなか民間の方がそういった任用に簡単にできるということではないということと理解しております。ただ、一方で研修という形で受入れをしている場合と

いうのもあることは事実でありますし、職業体験ということで学生とか中学生、高校生の皆さんを受け入れているケースもございます。そういったものの関係でどこまで可能なのかということは、少し検討をさせていただければということでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） できる、できないございますし、検討の題目に上げていただければ十分でございます。

それでは、最後のほうの提案というか、これに関連したことなのですが、弾力性のある、では課のセクションの編成って何なのだろうというときに、確かに新しい再生可能エネルギーのための課を新設して、猛ダッシュでエンジンを吹かせていくのも一つのやり方かもしれませんが、それとはまた別にそちらはそちらでまた人数とか人員の体制が必要なもので、なかなか難しいこともございますので、やはりよく行政の皆様の方たちの中で考えてもらったり、これからどうしたらいいかという何回も議論を重ねていただいて、また我々町民も町にとってどの案が有益か、今までの固定概念はどこで払拭すべきか、そういうところを考えながらやっていかなくてはいけない時代になっているなと思います。

最近一番多いご相談が高齢化に伴って、前もほかの議員の方がおっしゃっていたこともあろうかと思いますが、お悔やみコーナー、要は一元化です。亡くなった方が手続するときにお悔やみコーナーを設置する自治体も今増えてきておりまして、最近では市町村職員の方が無償でオープンソースライセンスを利用し、もう既にスキームができていものを使えます。要はコストがかからないで、机と椅子、そして予約制にします。予約制にしないと業務の繁忙になってしまいますので、希望される4営業日前ぐらいまで予約して、1日3組までと決め、全ての手続がコーナーで完結するものではありませんと、きちんとそれも申し伝えて、先ほど町長おっしゃいました、全部が全部行政ができるかというとなかなかできない。ここも理解してもらい、でもこれもこれからの高齢化の遊佐町には絶対大事だなということを感じております。

最後に、原文のままですが、いただいたラインで読ませていただきます。実家の父が永眠してしまい、いろんな手続に翻弄される妹を見て、思ったことがあります。家族が亡くなったときの手続が1つの窓口でできて、相談もできる場所があれば助かるのになど実感しています。高齢化している遊佐町にもぜひとも必要不可欠な部署だと思いませんか。高齢者は免許返納しているから、あっちに行きなさい、こっちに行きなさい、これを取ってきてくださいとなってもとても戸惑います。よろしく願います。このような内容でした。ただし、なかなかこれも全部やろうと思うとできないので、やはり相談の方がいて、誰かおつきしてというやり方がいいのか、そこはまたもまないとはいけません。ただ、一元化にすることによって、これからの高齢化でパニックになる窓口受付の例えば怒号や、何もできていないではないかとかいうお客様からのクレームが減るのは必ず確実だと思います。これも一つの私からの提案ですが、いかがお考えか、答弁はそんなにはっきりではなくていいのですけれども、ご所見を伺えればと思います。

議長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） ただいまのご質問につきまして、例えば窓口などでこういったお悔やみ関係、そういったことで受付に来られたときに、あちらこちらやはり回されてしまうというようなお話だったかと思っております。当町では、できるだけそういったことがないように窓口のほうで担当者をお呼びしたりとか、

そういったことをしているつもりではございますけれども、やはり内容によってはほかのところに行ってくださいということももしかしたらあったかと思えます。8月下旬から新庁舎のほうに移って、新しく業務が始まりますけれども、そちらもう平屋でございますので、2階に登ってもらうとか、それからどこから来ていただくとかということではなくて、やはり町の町民課の中の受付のところでは少しは移っていただくことになるかと思えますけれども、こちらに職員を呼んで対応していくというところ、こちらのほうを行っていきたいなと町民課のほうでは思っておりますので、ご回答させていただきたいと思えます。

以上です。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 大きな旗振りは要らなくとも、実際できていることもあるというご回答だと私も認識しております。町民の方たちがよく言われます。役場に行ったらとても親切にさせていただいた、あともしくは庁舎建設のときも様々な町民の、近くに住んでいる方しか分からないのですが、毎日やはり大型工事されてしまいますと、いろんな町民の方の声がございしますが、それ一つ一つに庁舎担当者の方が訪問してくださったとかいうのを聞くと、私もほっとしておりました。先ほどの弾力性のあるレジリエンスなセクションをというのは、実は人材が宝ではないかなと私は考えて発言させていただきました。やはりトレーニングをしたり、研修会をしたり、この役場で働いている方たちが自分の力を発揮できることがこの町の強みではないかと信じております。電話を役場にかけていただくと、とてもすばらしい対応してくれる女性の方がいらっしゃいます。あるときに、どうしてそんなに対応がすばらしいのですかとお聞きすると、自主的に自分で自分の休みの日に勉強会とか、そういう電話の対応をお勉強なさっているのだとおっしゃっていました。私はびっくりしました。やはり会社側からこれを、研修受けなさいというふうに、私の子供たちもそうですけれども、やりなさいと言われてやっている中に、遊佐町の中でも自主的に自分でこれが必要だから、今は電話対応がなかなか難しい時代です。なぜなら、黒電話もなくなりました。お電話を差し上げるということもあまりないのですが、それを自ら上司に言われたからでもなくやっていたらっしゃる職員の方もいるということを感じ、私も自分で背筋がピンとなるような気持ちでございました。

もう一つだけ、SDGsにつきまして、町民の方たちにきちんと伝わっている、これから伝えていかなければいけない、そしてなぜ自然エネルギーがこれほどまで莫大な予算で、環境省も経産省も総務省も横連携、縦連携してやっているかということ町民の方たちからも一人一人から理解していただくためには、やはり私は勉強会だと思います。もし町民の方、もしくは地区長さんの方で勉強会したいのだ、研修会したいのだという声もあれば、私も一緒に勉強したいと思うので、そちらのスキームも考えていただければと思います。今回SDGsに関しては、目で分かるのですが、ブローチのほうを前地域おこし協力隊だった1の方が会社を起業して、遊佐町でそういうSDGsの取組をしているのだということで、今回500個達成したということで、うれしいニュースが入りました。やはりおうちでそれを箱に入れて大事にしてくださいというお客様もいますし、こうやって着けて出歩いてくださっている方もいます。大事な方にプレゼントする方もいます。目に見えない、目に見える、どちらでも大丈夫なのですが、やはりそのたった細い一本の糸が今大きなうねりを起こしているのではないかなと思えます。県議会のほうでも、それについて発言された県会議員の先生がいらっしゃるということをお聞きしましたし、経産省の方も着けてくださ

っている、または吉村知事のほうもそれを手元に持っているということも遊佐町としては喜ばしいことかなと思っております。賛否両論様々ございますけれども、その中でもやはり主体性を持って、あとこのような意見が言えるということが大事だと思います。このことを言ったらどうかな、このことを言っただけは駄目かなと、そんなふうにはやはり戦後教育はあったかに思います。LGBT問題もしかり、やはり男女共同参画もしかり、そういうところが全部ひっくるめての今のSDGsだと思いますので、みんなが輪になってやっていけば、これからも遊佐町は可能性がまだまだ私はあると思いますので、ぜひ担当職員の方たちにも頑張っていたいただきたいなと思います。もしご答弁ございましたらお願いいたします。

(答弁者なし)

6 番(松永裕美君) では、これでまた次の議会まで勉強してまいります。ありがとうございました。

議長(土門治明君) これにて6番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時53分)

休 憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後1時)

議長(土門治明君) 9番、阿部満吉議員。

9 番(阿部満吉君) それでは、私からも一般質問をさせていただきます。

テーマは、午前中に6番議員が質問されたことと重複する部分多々ありますけれども、今後新庁舎ができてからの旧庁舎の使い方について、いろいろ皆さんと議論していきたいと思います。この旧庁舎は、駅前一区の地域内ではございますけれども、新庁舎に移ったからといってやっぱり役場職員は駅前一区の住民の一人であろうというふうには私は考えております。私の近くにも、家にいる時間よりも庁舎で過ごす時間の長い熱心な職員もございますので、この辺の環境が整備されるということは職員のやる気にもつながるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。質問要旨について、短く出しておりますので、読まさせていただきます。

町長に就任した場合、中心市街地の再整備には夢を持って思い描くことと思います。きっと私が町長に立候補すれば、そのように思ったかもしれませんが。ましてや今新庁舎が完成するとなれば、殊のほかその構想はなかなか練るのに寝る暇もないほど力が入ることと思います。そこで、新庁舎完成後の周辺市街地整備構想を考えたいと思います。午前中にもありましたけれども、旧庁舎の跡地利用は駐車場だけになってしまうのでしょうか。

そして、2番目として、新庁舎から子どもセンター、そして図書館、体育館、生涯学習センターのエリアを今後どう整備していくのか。

3番目として、新設された町道及び交差点の安全な通行誘導について。

3つに絞って、取りあえず質問したいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議長(土門治明君) 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、阿部満吉議員に答弁させていただきます。

まず、1点目としては、新庁舎周辺の町づくりはという大きな項目ですけれども、1つ目の個別の旧庁舎の跡地利用に関してはということについては、先ほど松永議員に午前中に答弁したとおりでございます。提案をいただきながらも、全てができるものではないという形はあるのですけれども、できることとできないことの取捨選択は会議で行っていただければいいのだと思っています。

新庁舎については、2017年、平成29年7月に第1回庁舎建設庁内プロジェクト会議を開催して建設設計に着手し、1年後の2018年、いわゆる平成30年4月に基本計画を策定いたしました。そのとき考えた5つの方針、1つ目として経済的でスリムな庁舎、2つ目として町民に親しまれる庁舎、3つ目として環境に優しい景観と調和した庁舎、4つ目の防災の拠点となる安全、安心な庁舎、5つ目の職員が働きやすい庁舎、これらに基づき2019年12月、令和元年12月に着工して、そして本年5月に完成し、6月4日に引渡しを受けることができました。あしたの議会前に議会の皆様よりは、メインキーの引渡しを業者からいただきましたので、内覧をしていただく機会を早速つくったところでもありますので、非常に木造の、遊佐町産の木材を使っているというような話も伺っていますので、見ていただければありがたいと思っています。工事期間中は、新型コロナウイルスの感染症というかつて経験したことのない事態で困難な状況に直面したこともありますが、このように完成を迎えられましたこと、町民の皆様のご理解と関係者の努力のたまものと改めて感謝を申し上げます。

跡地利活用の方法として、まずは松永議員にも申しましたが、計画に従い、しっかりとこれから実施の整備協議を整えて、入札に向かうつもりでおりますが、ただただ白線の駐車場だけであってはならないという意識はありますし、植栽についてもやっぱり庁舎がここに来てからそれぞれ先人の皆さんが管理をし、植えてきたものでありますので、引き継がれるものは引き継ぐという気持ちでいければと思っています。

新庁舎周辺の町づくりについてご質問がありましたが、まず私は我が町のメインストリートはどこなんぞやということを議会議員のときに質問をもう既にしております。そのときの当時の町長の答えは、人それぞれの心のメインストリートがあるから、町のメインストリートという意識はありませんという答えが私の質問に届きました。いや、私は違うでしょうと、役場のあるところ、元町をしっかりと開発して、整えて、それで波及効果を地域を中心として、やっぱり施策を整えるというのが、それが行政の長の仕事ではないですかと食い下がりましたが、一向に心のメインストリートはそれぞれあるからそれぞれでいいのだという答弁をいただいた苦い記憶がございます。やっぱり新庁舎を中心にまたこれから新たな、これまで遊佐町の都市計画では用途指定区域として色塗りをされておりましたが、それ以降は事あるごとに開発行為については地権者の同意が得られず、そして次に進めないということで道路もなかなか切れない状況でありましたが、ちょうど八ツ面川の周辺の道路を開発したときも、結局はスーパー農道までつなげないまま私は引き継いだという記憶があります。やっぱりしっかり町内に誘導線をどうするか、そして町民座談会で、いやいやチェーンのついている地方道の歩道は、あれは反則でしょうと、これ蕨岡である先輩から言われました。地方道、自動車の通る歩道にチェーンのついている防雪柵はないのではないのと、そういう路側帯というのは。そういう指摘も受けながら、法律に照らしてみたら、それはやってはいけないことだったということで、それ改良しながら町の中、開発進めてきたところでもあります。道路挟んでの庁舎の南側には平成30年度と令和2年度で宅地造成工事を行いまして、遊佐町の将来を担う若者の定住エリ

アとしての整備を行ってまいりました。これは、青葉台の工業団地がずっとずっと塩漬け、そしてなかなか売ることができない、お米1年分つけても売ることができないということが続いていましたので、どうやったらあそこをまず住んでもらうエリアにするかということで、弁護士さんとも相談しながら施策を整えてきたら、やっと完売はしたと。では、ところで町内で新たにでは住宅団地できる用地あるのといったら、当時持っていませんでしたので、いや、やるなら一番庁舎の近くに、そして若者から住んでもらえるコンビニ等、施設等が非常に整っているところ、そして文教エリア、図書館も生涯学習センターも体育館もトレーニングセンターも子どもセンターもあるエリアにしっかりそれらを整えてまいりたいということで、若者の定住エリアとして整備を図ってまいりました。既に4棟の民間活力賃貸住宅が建設され、令和元年より供用開始しております。また、令和2年度末までに造成工事を行った場所については間もなく分筆登記も完了し、9区画の分譲販売と民間活力賃貸住宅の事業者公募を行う準備を進めているところです。近くには子どもセンターや中央公園、町立図書館や生涯学習センターも隣接していることなどから、若者の子育てや子供の成長に応じた学びの場として非常に好立地であり、若い世代の町内定住や新築住宅の増加に期待をしているところであります。中央公園や町民体育館広場、そして町立公園や生涯学習センター周辺には多くの植栽もあり、緑の多い町民の憩いのスペースとして維持管理に努めております。子供たちが生き生きと学ぶとともに、生涯学習の場として年代を問わずに多くの町民に親しまれるよう良好な環境づくりに努めてまいりたいと思っています。特に遊佐交番の敷地を分けていただいて、役場庁舎前に県道と同じサイズの道路の造成を準備していますが、その南側に関しては役場と向き合う住宅ではなく、北側になるわけですから、道路の風下で役場と向き合うのではなくて、いわゆる役場の向かい側には植栽帯も設置しながら、住宅が南向きに建てられるような配慮もしながら、それらを準備していこうと、そんな思いであります。

町道及び交差点の安全な運行誘導につきましては、新庁舎周辺の町道、いわゆる新庁舎の建設に伴い、利便性の高い中心市街の形成を目指すための町道鶴田―舞鶴線及び鶴田南北線の交差点改良及び県道遊佐―停車場―藤崎線への町道接続を計画し、遊佐町都市計画道路の変更について決定をいただき、現在整備を進めているところであります。庁舎ができれば、それらの道路も開通になると思われまますので、期待をしておるところであります。また、新庁舎と子どもセンター、図書館、生涯学習センターエリアとの利便性を確保できるよう、若者定住住宅の宅地造成に併せて町道舞鶴中央線、舞鶴西線、舞鶴東線も整備をしたところであります。これからも町道及び交差点の安全な通行、誘導に努めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） いわゆる町づくりに関しては、私も以前いろんな提案もした過程もございます。やはり私町づくりするに当たって一番先に頭に思い浮かぶのは小布施の町並みでありまして、いわゆる小布施堂を中心とした町づくり観光をメインに捉えた町づくりのいわゆる通りのつくり方、いろんな建物の生かし方というようなことをいつも思っております。その中でいろいろ各家庭の庭先、いわゆる花コンテストやったらどうかとか、いろんな提案もした覚えもございますので、その辺から少し同じような内容になるかもしれませんけれども、そのようなことをイメージして皆さんと考えていきたいというふうに思っております。

1番は、いわゆるこれから宅地造成も進むわけですけれども、現在新庁舎東側のほうはまた残地が残っているわけですけれども、三角形でなかなか使いづらい残地になるかと思います。その辺の扱いについて、町のほうではどういうふうにお考えでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答えいたします。

今現在町が整備していこうとしているという公共施設等の予定はございません。また、都市計画区域内ですので、都市公園とかの計画もないということで、そこについては民間の方々から開発ということになるかと思います。今町長からも答弁あったように、非常に利便性の高いところでありますので、若者住宅に限らず民間で分譲していただくようなことができればいいのかなと思っております。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 午前中の答弁の中で、旧庁舎跡地は一つは駐車場としても使いたいのだと、それから、それにはちょっとしたあずまや的なものとか、それからバスの発着所、それから防犯カメラも欲しいという話でした。何で防犯カメラが欲しいかという、夜間の使い方について少しやっぱり不安が残ると。いわゆる使い方を間違った方々が集まって、ただごみを捨てていくとか夜中に騒ぐとか、そういうことがやはり周辺住民の住んでいる方々にとっても不安材料になるかと思うのです。そういう意味で、我々新庁舎建てるに当たっての事前研修ということで視察を行ってまいりました五所川原の市役所の前は確かに駐車場でありましたけれども、コイン駐車場になっておりまして、夜間止めることはできますけれども、ある程度料金を取りながら駐車場を運営してございました。料金は取るわけですけれども、来庁者された方にはそれなりの減免措置があるというような使い方をしておりまして、いわゆるセキュリティーの面で対応している、いいやり方かなというふうに思っておりました。それから、旧庁舎の使い方の一つとして、一つはやはり先ほど小布施のお話もしましたけれども、小布施堂の真ん中にはヨーロッパでありがちな石畳の中央的ないわゆる人が集まるような広場がありまして、それを囲むようにいろんな店が出店ができるようなスペースがありました。鶴岡だったり酒田だったり、ある程度観光地というふうになれば、車で来られる方は駐車場を一度そこで下りて、車を置いて、二次交通を使いながら町巡りをすると、そういう意味では旧庁舎の駐車場を使いながら新しい新庁舎、それから体育館なりこの辺の新しいエリアを町巡りできるような、そんな使い方もできるのかなというふうに思います。遊佐町、最近コロナで訪れる人も少なくなりましたけれども、湧水巡りというようにいろんな地図も、マップというのですか、できておりますので、もう一度町づくりに関してはやり方があるのではないかというふうに思います。そういう意味でというよりも、図書館も含まれておりますので、一度民間に下りられて、図書館で図書館長としてその辺のエリアを眺めてきた副町長にこの辺の新庁舎周りについて何かアイデアがあればなというふうに思いますので、お聞きしたいなというふうに思います。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 残念ながらアイデアはありませんが、今後の町づくりということを考えれば、この元町エリアにはいろんな素材が顕在、内在しているのだというふうに思います。言わば庁舎を建設したときもそうでしたが、コンセプトというものを一つ持ちながら、今後の町づくり開発というところを目指していけばいいのかなと思うところであります。すなわち、私なりに3つほど挙げられるのですが、

1つが、このエリアをなぞるように、また元町を還流する形で八ツ面川が流れているということで、潤いと安らぎを与えてくれるスペースであるということ、それから先ほど来ありましたが、元町の中心部であるということ、子育て、若者世代にとって住みやすい住空間をもたらしてくれるということ、公共施設が集積しておりますその代表が新庁舎ということになってくるわけでありますが、言わば公の福祉に供するという観点があるのだと、この3つのコンセプトを束ねる形で今後の民間型の開発を誘導するというのも一つにあるのではないかなと思っております。とどのつまりは第8次総合発展計画が示しております遊佐町の目指す将来像に帰結するのではないかなとも思うところです。子どもたちに夢を、いきいきゆぎの構築、鳥海山との共生、この3つの将来像を開発に注入するという形でそのかいが生まれてくるのかなというふうにも考えるところです。

以上です。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） このエリアの使い方として、先ほど町長の答弁の中でも町のメインストリートというようなお話がございました。コロナ禍で今休んでいますけれども、盆踊りなどは商工会青年部の方々が中心となって祭りを運営しております。新庁舎ができたなら、どこがメインストリートで盆踊りのコースになるのだろうかというようなことを、構想を考えているようでありまして、基本的には中央公園なり庁舎前というのはメインストリートになり得るのかなというふうに思うのですが、それは住む人の勝手であって、訪れる人にとってはそういうことではなくて、やはり一つのいわゆるデスティネーションではなくて、ここに到着して、そこから遊佐町の町並みを、先ほど副町長も答弁いただいた八ツ面川沿いをゆっくり散策するとかというような、そんなゆったりとした遊佐町を味わっていただくということも一つのイメージとして浮かんでくるかと思えます。視察に行った中でも、新庁舎にいわゆる学生たちが放課後寄って勉強を教え合いながらというようなスペースを持っているところがございます。駅前の方々に聞くと、子供たちが小学校から帰ってくるのをこの庁舎の辺りで遠くから眺めながら待っているという、そういう優しい時間も欲しいよねというようなことであずまやというような、そんな要望書の中に書き込まれた一つのアイテムだというふうに伺っております。いろんな何かが、構想がここには積み込めることができるのかなというふうに思いますので、これからアフターコロナの町の考え方としての町の取組を少し構想を練るべき時期になっているのかなというふうに思います。今うちに籠もっているような構想を練る一番いい時期だと思いますので、その辺の……

（何事か声あり）

9番（阿部満吉君） 何かアイデアが出てきそうですね。課長、どうぞ。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 今メインストリートというお話がございました。盆踊り等の会場というお話もありましたけれども、基本的にはそれぞれの主催団体で協議して決めていくことになるかと思いますので、その辺は町から新庁舎できたので、この前でやってくれとかということにはならないかと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 随分とあっさりした答えでした。

何かもう少しこんな町にしたい、こんな風景にしたいのだよねという構想があってもいいかなというふうに思うのです。実際今徐々に若者住宅が建設されてきております。ただの植栽だけでそれが保たれるかというと、アメリカシロヒトリで大分この前ここから見える木も枝だけになったこともございましたし、これを消毒というか、防除するのにも結構やはり駅前の方たちも苦勞されていた。変に緑化するとそういうことも出てくるかと思えます。その辺は、やはり役場もひとつ駅前一区の住民の一人として、緑化についてはそれなりの部署をもって管理するという考え方が必要なのではないかなというふうな提案をしたいと思うのですけれども、その辺の観点はないですか、総務課長。

議 長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

植栽のことにつきましては、午前中の話の中にも一部出ささせていただいたところでございます。もちろん植栽をする、あるいは木を植える、あるいは花壇を造る、こういったことになりますと、当然そこを管理する労力が必要になってくるということでございます。なかなか現状、職員の今の体制からしますと、専門の部署というのは少し厳しいのかなということであります。ただ、一方先ほどのお話の中にもありましたが、駅前一区の役場も一員というお言葉がありました。そこにつきましてはこれまでここに役場が建設をされて60年ということで、この間いろいろ先輩方が努力をしまして、当然地元、駅前一区の方々とお付き合いをさせていただきながら、場合によっては駅前一区の皆様からのお力をお借りしながら60年間過ごしてきたという歴史がございます。これをまたこれからも同じように続けていけたらいいなことについては駅前一区の区長さんとも少しお話をさせていただいているところでございます。管理につきましても、役場のほうで一切タッチしないとか、そういうことではないのですけれども、協力を得ながら、これからもお互いがカバーし合う関係が続けていけたらなということを考えているところでございます。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） こういうアイデアというのはなかなかすぐには出てこないわけですし、ここを使いながら、こうしたらいいよねというのが出てくるのだらうと思えますし、その辺は今後いわゆる子供たちが過ごしやすければ、そんな何か新しい展開が生まれてくるのかなというふうに思いますので、その辺は後世にお預けしたいところなのでございますが、私からはメインの広場が、旧庁舎の跡地がメインの広場として……

（何事か声あり）

9 番（阿部満吉君） いや、駅から旧庁舎、それから新庁舎の前、それから中央公園まで、それから体育館、生涯学習センターといういわゆる一つのエリアを形成する町の考え方が必要かなというふうに思いましたので、提案させていただいて、ぜひいろいろな構想をお願いしたいというふうに思ひまして、私の質問を終わらせたいと思います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 役場庁舎がただただ実用的で、作業所だけではないということをあした皆さんから見ていただければ理解できると思っております。役場の入り口から入ったところにキッズスペース、子供たちのスペースもしっかり準備しましょうという形で、それらを備品も購入して、整えるつもりであり

ます。事務だけでは駄目ですよと、子供たちが来たときにやっぱり誇りに思える役場にするためにはどういうことをすればいいか、かなり工事の過程を通しながら、そして皆さんの意見を求めながら、設計してきたわけですから、そういうものも含めて準備をさせていただこうと思っていますので、決して事務ばかりではないのだということもご理解をお願いしたいと思います。

あと、1つ私から言えることは、皆さんが今度活躍してくれる議場ですけれども、議場には遊佐町の木材、たしか箕輪からの木材を十分に使っている。それから、入り口のスペースの天井にもそれら遊佐ばかりではないのだけれども、酒田からも出た木材もしっかり使った施設を整えたということでございますので、それら等もしっかり見ていただければありがたいと思っています。

以上です。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 実は今まで誰も触れておりませんが、現庁舎を使用しての最後の一般質問の時間になると思います。この7月は一般質問ないですし、臨時会ですか、9月の議会は新庁舎に移っているはずですので、最後の一般質問の機会になります。この議場の壁には代々の先輩方の、あるいは執行部の方のやり取りが吸収されていると思います。心してこの1時間を使いたいと思います。

それでは、中身に入ります。遊佐町をはじめとするいわゆる地方では、それぞれの歴史的背景の下、現在でも集落、部落の存在意義が極めて大きいものがあります。この集落は、古くはなりわいや冠婚葬祭を差配し、人々の人生と密接不可分の存在でした。今日では、人々の集落との関わりが以前より希薄になったことは間違いないと思います。しかし、旧来とは姿や役割を変えながらも、集落はその多くが存続しており、人々の帰属先の一つとして、かつてより緩やかであるものの、機能し続けていると考えます。一方、集落は現実的には町と町民との仲介的機能を持ち、各種役員や委員も集落単位で選出されていることが多いと思われます。例えば冬になると言われる、除雪の依頼は区長を通してという町から町民への呼びかけは、集落を介在させて町民が行動するという実例であります。しかし、限界集落という言葉が登場して久しく、今や集落は高齢化や人口減少のただ中にあります。集落の人口が減っているからこそ、町の人口が減っているのです。このように、集落の活力を時代に即して維持することは町の活力を維持することに直結します。町としては、集落の維持をどのように図る考えなのでしょうか。

以上をお尋ねしまして、壇上からの発言を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 齋藤議員から、多分この議場での一般質問、この6月議会が最後ではないかということ、本当に気づきました。もうこの議場には先輩のすばらしい努力の跡等入っていると思いますので、お答えをさせていただきます。

集落の維持をどのように図っていくのかという質問でありました。集落の区長さんをはじめ各種役員の皆様には、町からの連絡事項の速やかな集落の伝達や住民と町とのパイプ役として円滑な町行政の遂行にご協力をいただいていることを感謝を申し上げるものであります。また、日頃より集落内の自治活動や伝統行事の継承などご尽力いただいていることに敬意を表すものであります。

さて、過疎地域における人口減少と高齢化が全国的に話題となっておりますが、集落のこれまで果たし

てきた機能の維持が困難になるということは、町でも大きな課題として捉えております。生活扶助機能の低下、空き家の増加、担い手不足による役員選出や集落内の行事、共有地等の管理が困難になることなど、多くの弊害が懸念されております。

我が町は、山形県内の先駆けとして平成25年1月に遊佐町定住促進計画を策定して以降、集落支援員を配置して各集落の空き家の実態調査を進めるとともに、空き家バンク制度の充実による空き家の増加と世帯数の減少に歯止めをかける取組を行ってまいりました。令和2年度末まで90軒の空き家が移住者や町内定住希望者に活用されるなど、それらの成果は上げておりますが、また集落の移住者についても集落支援員が区長さんへの紹介や近所への挨拶回りに同行するなど、アフターフォローも丁寧を行っているところであります。また、令和2年4月からは移住者を受け入れていただいた集落に定住支援活動集落報奨金を交付し、集落の移住者を受け入れる取組にも町でも支援を行っているところであります。

生活扶助につきましては、西遊佐まちづくり協会が主体となって取り組んでおりますエプロンサービス、そして稲川地区で始まっているおたがいさま稲川などが非常に好事例のものだと思っています。社会福祉協議会や行政と連携しながら、地域で支え合う体制、取組を推進しているところであります。また、町内の自主的な地域づくりを支援するきらきら遊佐マイタウン事業がありますが、その中で集落の活動にも助成を行っております。今年度の当初申請12件は、全て集落からの集落公民館の改築等に関わることであります。これまでも老人クラブ等の活動拠点整備として進めてきた遊佐町地域支え合い体制づくり事業と合わせて、これからも集落の課題解決や活性化に向けたアクションへしっかり支援をして行ってまいりたいと考えております。

なお、コロナウイルスがまだ終息していない中ではありますが、今年も感染者対策に留意しながら、町内6地区の町政座談会を5月24日から6月4日まで実施いたしました。各地区の区長さんからも参加いただき、各集落の直面する課題について率直な町への意見、要望をいただいたところであります。6地区全体延べ人数であります。議員各位の参加を含めて180名以上の方からの参画をいただいたところであります。集落を維持していくには将来的な集落の再編などの検討もあるかもしれませんが、現在のそれぞれの集落の現状やこれまでの集落の独自性の部分や連帯意識などにも十分配慮していく必要があると考えます。町で役員の選出や様々な取りまとめ等、集落にお願いしている部分に関しては、現状に即して改善の余地はないか、集落の生活環境の向上や自主的な活動に対してどのような支援が必要かなど、これからも常に集落、町民との話し合いの場を多く持って、集落の維持への対策を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） それでは、中身に入りますけれども、今回の質問のきっかけは昨年遊佐地区で起きました集落の合併です。歴史ある集落が人口減少という時代に直面しまして、集落単独ではとてもやっていけないということで、隣の集落と合併をした件がありました。ですので、合併といいましても対等合併ではなくて、吸収合併という感じだったわけです。

各論をいろいろお聞きする前に、まず最初に今回この時間私が申し上げたい、聞きたいこと、骨子を先に2つ申し上げたいと思います。先ほど町長からいろいろお話ありましたけれども、遊佐町の総合発展計

画などの各種計画にはもろもろいっぱい施策があるわけです。そこを一つ一つ挙げることはしませんけれども、ただその施策に関して今集落ということ、あるいは集落の機能に着目した横串というか、横糸というのは通っていないというふうに私は思うのです。ですので、これからそういう意味での施策の実施、あるいは施策の組立てということもあってはいいのではないかとということが私が今回言いたいことの一つです。

もう一つ、横糸、横串を通すに当たって、集落の今後の在り方だとか、あるいは全体の基本方針、そういうことを議論する場というのを改めて設けることもあってはいいのではないかとことを思いますので、この2つを骨子として各論にちょっと入りたいと思います。

最初に、総務課長にお伺いいたしますけれども、遊佐町において集落というものを支援する包括的な条例等の定めが果たしてあるのかどうか、まず確認したいと思います。お願いします。

議 長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

結論から申し上げますと、包括的などということでの条例等の定めというのはないと考えております。よくご存じの遊佐町まちづくり基本条例、こちらのほうには集落という定義について、第8章のところで、25条になりますけれども、町民自治組織ということで集落についての記述がございますけれども、これはまちづくり基本条例自体が集落をメインとした条例ではないので、そのようなことになってございます。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 昼休みに議長の許可を得て、資料を配っていただきましたので、御覧いただきたいと思います。

これは、長野県の飯綱町というところの事例です。長野県の飯綱町というのは、実は議会活動においても国内で最も先進的な取組をしている町村議会だというふうに言われております。ここの飯綱町は、人口が約1万人、僅かこれぐらい、遊佐町より人口規模はややちっちゃいぐらいです。その議会が、平成26年ですけれども、飯綱町集落振興支援基本条例というのをつくっておりますので、これをひとつ参考にしていただきたいと思いますので、紹介いたします。この飯綱町の条例自体は短い条例です。ちょっと字がちっちゃくて、読みづらくて恐縮ですが、11条から成る条例なのです。タイトルからして分かります、集落支援を目的とした基本条例ということです。幾つか注目していただきたい場所をちょっと挙げますと、まず前文をちょっと御覧いただきたいのですけれども、前文の4段落目にこう書いてあるのです。集落振興とその機能の強化は町行政にとっては喫緊の課題であり、集落にまだ主体的な力がある今が重要な時期と書いてあるのです。集落にまだ主体的な力がある今が重要な時期と、ここはやはりみそだと思うのです。もうへろへろになってから何とかしようやと言っても、それは無理でしょうから、力があるうちに今から手を打ちしようということがここで書かれているわけです。それから、第6条です。具体的には裏面になりますけれども、集落の振興を支援する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本としというふうに書いてあって、それが1号から15まで書いてあります。例えば、1号、集落の自然環境を保全すること、2号、集落の公益的機能の維持を推進すること、3号、集落の個別課題に対応した生活環境の向上を図ることというように、こういうことに着目してやりましょうということが明記されております。そして、もう一つですけれども、第7条を御覧いただきたいのですが、町長は集落の振興

策を集落支援プログラムという形でまとめて、議会に報告したりしましょうというふうに記載しております。もう1枚の紙がその集落支援プログラムの事業一覧というものなのです。後でじっくり御覧いただきたいのですが、実は中身を見てみると遊佐町でやっているのではないかと、あるいはかなり近いのではないかとという事業が列挙されているのです。ところが、同じようにやっていることであっても、飯綱町は集落という視点で着目して、これを組み立てて一覧にしているということなのです。ですので、やはり地域の課題、それから地域の課題に対する処方箋というのは、所変われどもかなり似ている部分があるのだなというのは、これで見ても分かるわけです。

まず、こういう実例があるということをご紹介した上で、次に各論に入りますけれども、総務課長に引き続きお尋ねいたします。そんなにめったにあることではないと思うのですが、今後遊佐町内の集落で合併したい、あるいはしなくては行けないと、それは吸収合併ではなくても、ひょっとしたら対等合併ということもあるかもしれませんけれども、そのような事態に遭った場合に町としてはどのような支援をすることが考えられるのか、あるいはすべきと考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

議 長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

集落の合併というお話でございました。実際遊佐地区の中で集落の合併があったということで、議員もおっしゃってございましたけれども、当然そこに住んでいらっしゃる方々の総意ということで、合併の方向に行ったのかなということだと思います。私どものほうでは、集落の区長さんをはじめとして各役員ということで、大変町の行政にはお世話になっているところでございますので、今後ともそのような形で、先ほど町長答弁にもありました町民と行政のパイプ役ということで集落の存在というのは大きいということでございます。ただ、町のほうで支援というふうになりますと、なかなか具体的な支援の中身というのが思い浮かばないところでもあります、正直なところ。合併に当たっての何か手続が必要であるというふうな場合の相談に乗るとか、そういったことについては考えられるのかなというふうに思っております。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 合併に関わる支援というのは、当然総務課管轄だけではないと思います。1つ具体的な話を地域生活課長にお聞きしたいのですが、今申し述べた遊佐町の実例における合併においては吸収されるというか、名称がなくなった集落の方々から、合併になったときにごみの回収は今までどおりやってくれるのですかという声がありました。合併したら、ひょっとしたらごみステーションが引き揚げられてしまって、あっちに持って行ってくださいという話になるのかという声があったのです。あと、やっぱり当然考えられるのは、除雪が合併後もちゃんとできるのですかという不安も当然あるかと思えます。そこら辺地域に密着した課題として、仮に合併ということになったとしても、そこら辺は今までどおり、いろんな事情あるから一概に言えませんが、原則論として現状は皆さんのために維持しますという声がいただけたらありがたいのですが、いかがでしょうか。

議 長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えします。

集落の合併になったらということでお尋ねございました。まず、今議員のほうから例えばということでお尋ねがありました。例えばごみステーションの設置、そしてごみの回収、そして考えるのは今お話しに

なりました除雪の問題だと思えます。今現在除雪につきましては交通障がいをも最小限にとどめるためにと
いうことで、小さい細い狭隘な道路につきましては集落のほうで実施します集落の自主除雪作業等を実施
してありまして、それでまず集落のほうで狭い道路については対応していただきますけれども、あと置き
土につきましては、町の除雪車で直営でまず除雪していますので、まず孤立するようなことはないわけ
ですけれども、今後におきましても人口が減少進んでいくというようなことは考えられます。集落が孤立し
ないように、これまでどおり継続して生活道路の確保には努めていくべきというふうに考えてございま
す。あわせて、ごみステーションの設置、集落が小さい、世帯が少ないということで別の場所、集落の大きい
ほうへごみステーションを移して、そこで統合して1か所にするというようなことは今現在考えてござい
ません。それぞれ今までどおり、まず回収に当たっても設置に当たっても、これまでどおり設置、回収し
ていくべきではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） それでは、もう一度総務課長に戻ってお尋ねいたします。

町と集落との関係というのはもういっぱいあるので、全てを挙げることはできませんけれども、あまり
触れられることの少ない事柄として認可地縁団体という制度を介しての集落とのつながりというの、全
ての集落ではないですけれども、少なからずの集落と町とのやり取りがあると思えます。認可地縁団体
制度というのは、ご存じのとおり原則的には集落というのは法人格がないので、不動産の所有権、登記名
義人にはなれないのだけれども、地方自治法に特例を設けて、手続を踏めば、集落の公民館だとかを集落名
義で登記できますよという制度なわけですけれども、まずこれ恐らく遊佐町がかつて酒田あるいは飽海と
の合併協議の中において、積極的に認可地縁団体の制度が進められたのではないかなと私は理解してい
るのですけれども、ただそれっきりあまり動いていないと思うのです、表面的には。ですので、そもそも各
集落の認可地縁団体としてなっている集落の規約が現状と相違しているということもあるのだと思いま
す。具体的に言いますと、告示事項というのがあって、ここは法定されていて、変更があった場合には町
長、町ですよ、に届けなくてはいけないというふうになっているのですけれども、具体的に言うとなん
もうしょっちゅう替わる可能性があるのが代表者の氏名及び住所ということなのですが、いわゆる部落の
区長さんです。2年に1遍とか4年に1遍替わっていると思うのですけれども、届出しないところが多い
のではないかな。これ言うのは、はっきり言ってやぶ蛇なのです。仕事を増やす。集落にとっても仕事を
増やす、役場にとっても仕事を増やす。寝た子を起こすなという議論ですけれども、だけれども、こうい
うチャンネルを通して集落の人に認可地縁団体の制度を改めて確認してもらおうということは必要だし、あ
とひょっとしたら実態として不動産があって、誰かの名義で登記されているのだけれども、これ何とか集
落に移したいよねというところもあるかもしれないので、認可地縁団体になっていなくて。ですから、そ
ういうところは新たに認可地縁団体になってもらって、手続すれば今後に資するということもあると思
いますので、そういう点もこの機会にぜひ確認をいただきたい。あとは、毎年春には告示事項に変更があ
りませんかというのをむしろ聞いてもらってもいいと思えますので、そこら辺の取組もあってしかるべきだ
と思えますが、総務課長、見解はいかがでしょう。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

大分いろんな事項があったものですから、全てお答えできるかどうか分かりませんが、現在地縁団体につきましては52集落あるということで、確認をしているところであります。52ですので、約半分の集落がこの手続をしているということになります。私の記憶では、10年前ぐらいですとそんなに多くなかったという記憶をしておりますので、この間は何件かずつ毎年増えているということであると思います。この認可地縁団体というものについては、その目的が先ほど議員がおっしゃったように不動産の登記、これがほぼ全てというふうに理解してございます。これによって地縁団体という団体で登記ができるという利点があるということでもあります。ただ、一方告示事項ということで、その地縁団体の所在地でありますとか、それから代表者、こういったものについては、特に代表者については区長さんが代表者になっているケースがほとんどでございますので、役員の改選等によって替わるということは当然あるわけでございます。ただ、町のほうとしての実態としては、特に告示事項について変更があった場合は速やかに変えてくださいといったお知らせはしていないということでもあります。現状先ほど申し上げましたとおり、所有権登記のための手続のための団体という目的にほぼ限られているということもございまして、例えばその団体のほうにとって手続をしないことによって何かしらのデメリットがある、あるいは罰則があるとか、そういうことでもないということなものですから、あえてすぐ手続を取ってくださいということまではしていないということでもあります。もちろん相談があった場合は、またアドバイスというか、必要に応じてその中身についての相談にも乗るということでもありますし、新たに団体として登録をしたいということについては、必要書類なんかはこういうものがありますよといったことで相談に乗っているという状況でございます。

以上です。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 52集落というのはかなりの数ということだと思います。恐らく不動産を実態的に持っている、要するに公民館を持っているところはこれより多いはずですので、潜在的なニーズというのはもうちょっとあるのかなというふうに思います。確かに罰則等はない、告示事項に関する届出はありますが、ただやはり代々替わっていないというのは気持ち悪いことでもあるでしょうし、たしか添付書類も総会議事録ぐらいだと思いますので、そこら辺は定期的に呼びかけてもいいかなと、呼びかけるべきかなというふうに私は思うところです。

次に、企画課長にお伺いいたします。先ほど中心市街地の将来像のような話が交わされていまして。その中に、町の中心部に若者住宅あるいは分譲地をとという話がありましたけれども、住宅政策、住宅施策に関して集落という視点があるのかということをお尋ねしたいのです。いかがでしょうか。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 住宅政策に集落という視点ということでございますけれども、若者住宅につきましては、当然若者が求めるような住宅を提供するというのが第一の目的で事業を進めてございます。若者が遊佐町から出ていくのを防ぐ、あるいは町に移住してきてもらうということが第一ですので、基本的には集落という考え方はないということになりますけれども、実際に住宅地になったときにどこの集落に属するのかとかということはあると思います。あと、定住促進係のほうで空き家管理等をしているわけですけれ

ども、周辺部で世帯が少なかったところに移住者をあっせんして、その集落を維持する、そういうことが議員さんのおっしゃる集落の維持ではないと思いますので、そういったことも具体的にはしていない状況になります。集落というのはあくまでも住んだ人、どこに住むかは住む人の自由でございますので、その住んだ人の結果でしかないのかなと、その中で集落を維持していただくとということになるかと思えます。

以上です。

議 長（土門治明君） 5 番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） ちょっと確認をしたいのですけれども、中心市街地の住宅も幾つか種類があるわけですよね。分譲地もあるし、若者定住住宅があると。ちょっとお聞きしたいのは、若者定住住宅というのは年齢制限があって、一定の年齢に達したら出なくてはいけないのかということが1つ。もう一つ、分譲地というのはそうではなくて終身、死ぬまで住み続けることができるのか。そこら辺どうなのか、計画かもしれませんけれども、ちょっとどういう構想なのかをお願いします。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 分譲する舞鶴地区の分譲地については、若者対象ということで考えているのかと思えます。

（「いつまで。終身」の声あり）

企画課長（佐藤光弥君） 今現在借りる分については、取りあえず借りているものについては変わらずということに、ある一定の年齢になったら出ていってもらおうということはないかと思えます。

議 長（土門治明君） 5 番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 分譲住宅ですので、分譲住宅、終身ではないというのかなかなり大変ですよ。ですので、常識的に考えて、入るときは年齢制限あったとしても、出るときは年齢制限ないというふうを考えないと分譲住宅に普通はならないかと思うのです。その集落という視点、なかなか難しい議論なのですけれども、考え方の一つとして、昔からの集落の特徴の一つとして、若者住宅、分譲住宅、新興団地なんかと比較すると、世代がいろいろあるわけなのです。団地とか新しいところはいっせいのせで大体若い世代が入るので、そのときはいいのだけれども、1年ごとにずんずん年取って、30年、50年たつともう高齢団地、高齢住宅になるという特徴が一般的にあります。ところが、集落の場合だとそこら辺がもういろいろ交じっているものですから、若い人も住んでいるし、3世代、4世代もあるしということで順繰り、順繰りで世代交代をしていっているという特徴があるのです。ですので、私の考えとして、中心部に若者限定で住むアパート、年齢制限があるアパート、それはそれで確かに利はあると思うのですけれども、集落という視点を例えば分譲地に関して積極的に持たせるとすれば、個々に集中して置くよりも、今さらの話かもしれませんが、町内にある空き地でもいっぱいありますので、あえて集落に分散して住宅を建てるというのも1つありなのかなと、ありだったのかなと思ったのでお聞きした次第です。今後この団地がどこの集落に属することになるのか、あるいは新しい集落ができるのか分かりませんが、常に住宅政策においても集落という視点はあつてしかるべきかなというふうに思ったので、お聞きしました。

次に、産業課長にお尋ねいたします。集落の要素は様々ありますけれども、特に遊佐町においては水田作が大きな要素を占めておりますので、農地、田んぼという要素は絶対外せないところです。農業振興、

当然今言った稲作振興も入りますけれども、そういうところにおいて集落という視点がこれまであったのか、そしてこれから新たにそういう視点が出てくるのかどうか、産業課長としてのお考えをお願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） それでは、お答えさせていただきます。

農業振興、特に農地の活用に関して集落という視点はあるのかというご質問でございましたけれども、集落において人口が減少していくことにつきましては、農業においてはその地域の耕作者が減少していくことになると思います。特に中山間地域におきましては人口減少、高齢化等によりまして担い手が減少しており、他集落からの入り作を含めて農地が維持管理されているわけですが、農道や水路等の維持管理については集落が中心となる部分もあるため、人口減少により負担が増している現状もあると伺っております。今後人口減少の加速的進行によりまして、各集落における農業生産活動の課題が大きなものになってくると想定されますので、集落における営農という視点も持ち合わせながら、将来を見据えた持続可能な町の農業をしっかりと検討していかなければならないと考えております。今後、関係機関と連携しながら、地域における意欲ある担い手の育成、農事組合法人の経営発展支援、基盤整備事業の推進、受託組織等による協業化を推進するとともに国の多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等を地域の実情に応じて有効活用しながら、集落の農業生産活動の維持、発展を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 今、用水路という話がありましたけれども、ご指摘のとおり田んぼというのは水田ですので、水の利用ということで、歴史的な集落との関係が非常に強いです。かつては水争いということも集落間であったりということも、つい近年まであったという話も聞きます。政策的配慮を農業政策に関してどういうふうにするかによって農業振興にもつながるし、あるいはつながらない、逆の効果を生むこともあるかなと思います。以前この場所で、農業の承継に関して居抜きという話もしたことがあります。なかなか実例は難しいという話を当時聞いた気がするのですが、例えば新規就農者の受入れに関して、私は新規就農者で入ってきてずっと思っているのが、新規就農者が入れるのか、入れないのかを分けるところは、やっぱり土地だと思うのです。最後は土地だと思います。金よりも土地。土地がなければ、もう何も手出しはできませんので、借りるか買うかは別にしても、最終的に土地。土地がなければ、農業はできないわけです、稲作に特に限っては。例えばある集落でこれから、あるいは既にこの辺りの田んぼの担い手がない、あるいはもう間もなくいなくなりそうだというときに、当然遊佐町のいわゆる法人組織がありますので、そこをお願いするという方法もあるのですが、そういうところにピンポイントで新規就農者に入ってもらい、すなわちそれはもうその集落に入ることになりますので、そういうようにピンポイントで政策を、施策を打っていくということもできると思うのです。ですので、農地を単純に何ヘクタールという面で捉えることも大事かもしれませんが、どこどこ集落のどういう土地が何町歩、何反歩と、ここに果たして耕作者がいるのか、いないのかというような視点で見ると、また違ったことができるのかなというふうに私は常々思っています。これも前言いましたけれども、恐らくいま

だに農業技術普及課に、県の農業改良普及センターですか、米を作りたいのだけれども、新規就農したいのだけれどもと問合せをすると、まずやめたほうがいいのだと言われるのだと思います。私も言われました。ところが、やりたい人は現にいるし、そういう人を引っ張ってこないと絶対遊佐町農業、これから先はないのです。先ほど冒頭、飯綱町の条例の前文を紹介しました。集落にまだ主体的な力があるうちに、それが重要な時期だというふうに書いてあります。農業だって一緒なのです。本当に作る人がいなくなりました。田畑が荒れてしまいました。もう用水路も枯れて、木でくわってしまって、水来ません。では、何とかしましょう。それは無理な話なので、やはり力があるうちに手を打つということは、これはもう本当に肝に銘じて私は向かうべき、別にこれは農業政策だけに限ったことではないですけれども、特に農地荒れると回復に非常に手間かかるし、かえってあるいは回復ができないということもありますので、申し上げた次第です。

次に、教育課長にお尋ねいたします。集落に関しての話の中の一つとして、先ほど集落ではなくて、地域の行事の見直しも必要ではないかという話があったような気がします。それは集落よりちょっと上のもっと大きな単位ですけれども、私は今回集落の話をしているので、集落の負担軽減を役場としてできることはないかということで、教育課長にお尋ねしたいのです。何で教育課長にお尋ねするかというと、集落によって集め方は違うと思うのですけれども、教育後援会費というのを集めていると思います。小学校、中学校それぞれあります。集落によっては小走りみたいな人が1件1件そのたびに集めるところもあるでしょうし、私の集落は年に1回まとめて集金になって、その中から集落としてまとめて払っているという感じです。そのほかに似たようなお金としては、赤い羽根募金だとか緑の羽根募金、あと神社に関する経費がそういう類いのお金としてあるわけですが、とりわけ教育後援会費というのは、建前上は町の教育委員会とは別な教育後援会というところがお金を集めているとしても、行き先というのは遊佐町立の小学校であり、中学校なのです。そこら辺は神社だとか緑の羽根とかとはやっぱり性質が違うわけなのです。ですので、そこら辺そもそも、ではどういうふうにお金扱っているかということ、部活動の道具の購入費、あるいは修理費だったりするわけで、これ本来公費で賄うべきではないかという意見は聞きます。今まで、これまでずっと慣例で教育後援会費は集めていて、それを頼りにして部活をやってきたという部分あるかもしれませんが、これからもそういう形でいいのかなという疑問を私は持っています。教育後援会及びその教育後援会費の実情というのはどうなっているか、まず最初に概略で結構ですので、お話しください。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

まず、教育後援会とは各学校での教育の振興を図ることを目的とした組織でありまして、教育施設環境の改善整備、児童生徒の教育活動の援助を行っておるところでございます。使い道、使途としましては、例えば学校行事の援助としての入学式、卒業式の花代、花壇整備の花苗、肥料代、楽器の修理、各種大会参加の補助、スポーツ少年団補助、見守り隊の助成、相撲大会の援助、児童用図書整備などというふうな支出の経過でございます。教育後援会の事務局というのは、各小学校、中学校、地域で行ってまいりました。その組織の在り方や活動も一様ではなく、今おっしゃられたとおりでございますけれども、よって会費につきましては地区によって集め方、例えば地区でまとめて納める地区もあれば、各戸から集金をして

いる方法もあって、違いがあります。多大なご協力をいただいております。こういったことで、各小中学校とも地域と共にある学校、安全、安心の町づくりということで教育環境の充実に供した活動が得られているのだなというふうにはあります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 私思うに用途、使い道としてはごくごく真っ当だと思います。そこについてとやかく言うわけではないのですけれども、幾つかやはり問題点がありまして、先ほど申し上げたことと重なりますけれども、やはり集金する人が、場合によるのでしょうかけれども、特に戸別訪問して集金する場合は、これは負担がやっぱりあるということ。それから、逆に集落に天引き、天引きという言い方変ですけども、まとめてごそっと年間分、もろもろ支出を渡しているところもあるのです。うちの集落そうですけれども、そういうところは逆に任意性というのが担保できないです。私は何らかの考えがあって、ちょっとお金払いたくないということについても、そこは任意だけれども、実際任意ではないということになってしまう等々の問題がありますので、やはりあと中身的に見ると、用途を先ほどのを聞くと、公費で負担しても、むしろ公費で負担すべきような内容だと思われまますので、今後在り方というのを検討してもいいかなというふうには思うわけですけども、いかがお考えでしょうか。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

今後どういった方向性でということをご質問かと思えますけれども、まずこれまでの経過として、今後令和5年からの統合を見据えた形で、昨年度に1回目の教育後援会、同窓会の調整会議を遊佐小学校の事務局と新校開校準備委員会事務局とが入って実施しておりました。ここにその後アンケートを取ってございまして、その結果全部の地区の代表の方から新校開校と同時になくせないのだと、新たに組織を立ち上げるべきだとの回答でございました。今後そのアンケートを基にして、調整会議で今年度中には今後の方向性について協議、検討していく予定であります。各地区のバランスなど現状を把握する必要もありますし、どのように決めていくか、まず規約の原案をもって目的、位置づけ、体制などをもんでいく必要もありますので、今ご質問に込められた地域の集落の実情というところも踏まえた会費の集め方や金額、使い道など、こういったところが今後の課題となるところではないかというふうには捉えております。また、新校開校準備委員会の総務部会でも協議を図りまして、どう進めていったらよいかというところを意見を出し合いながら整理していこうという段階でございまして、この情報などは適宜伝えていきたいというふうには考えております。いずれにしても、教育委員会としましては学校と各地区とのつながりというものをごこれまで以上に大切にしながら、教育後援会組織の広報活動などを通じて地域と共にある学校づくりを進めてまいりたいというふうには考えております。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

お金を受け取るほうとしては当然現状維持でというふうになると思いますが、集める人からすれば、そういう人が委員に入っているかどうか分かりませんが、やはりこれはというふうな考えの差はあると思ひますので、そこは本当によくよく丁寧にしていただきたい、なおさら統合によって、地区によっては小学校との距離が遠くなるということもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、町長に最初に返って総括質疑をということでお願いしたいと思います。今回私が言いたいことを2つ骨子を挙げました。総合発展計画というのは当然あって、それは必要でありますけれども、そこに集落に着目した横串、横糸を通すべきではないかというふうには私は思いますので、そこについてどうお考えかということが1つ。

もう一つ、それに当たって事務的にやるということではなくて、せっかくやるのであれば住民を入れて、意見を聞きながら、基本方針をつくりながら、あるいは飯綱町のような条例をつくるということも十分考えられますので、議論の場を設けること、私は必要だと思います。この2つについて、町長のご見解をお聞かせください。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 最初のまず集落をどのように維持していくかということについてですけれども、実は集落の定義、非常に私は難しいものだというふうに思っています。今遊佐町の町史の上巻を実はこの間急いで読ませていただきましたが、江戸時代には川北、いわゆる酒田以北、最上川以北は平田郷、荒瀬郷も遊佐郷も3つの集落、郷とする組織があったというふうに、これは酒井家が庄内治める施策の一つとして、そういう制度をつくったものだと思います。そして、今2022年10月9日に鶴岡市で酒井入府400年の記念の行事をやるということが今進められております。集落の成り立ちにつきましては本当に、本当に何百年もあるなど思っていますし、例えば遊佐氏、かつて遊佐が鳴子から、これ戦で負けたのでしょうか、武藤に滅ぼされて鳴子に避難したとか、郡山のほうに行ったとか、能登のほうに行ったとかを見ると、今遊佐という姓の町民は遊佐にはおりませんが、それぞれその時代、歴史を感じながら、この間の遊佐町史編でも私の村のある有力な一族はお墓が1か所なのですけれども、最上義光の家臣団の一族の末裔であるということを新しい発見がありましたし、白井新田については、庄内藩の新田開発の白井矢太夫があそこを横堰を通しながらお米のやっぱり新田づくりという形の中で、これはどこかのエリアというと、私の村の隣の三川からも那須一族が行っている、その那須一族の菩提寺は三川のお寺だということもありますので、集落の成り立ち等には本当に戦に敗れた、そして一族で移住とか家臣団でとか、そんな多岐な原因によってそのエリアに入ったということあります。例えば今箕輪という集落については、あそこははっきりしているのです。石垣一族と佐藤一族と何一族、永泉寺と宮田のお寺と下当のお寺というような形、やっぱりそれが一族ごとに新田開発で入ったという記録がございます。私の蕨岡でも実は鹿野沢と上大内の間にケンジン新田という集落は江戸時代にはあったのです。来生家があって、それが歴史的には集落が消滅したという歴史もあるので、なかなか難しいのだなという思いと、この遊佐町史を見ていましたときに1770年、宝暦の時代でありますけれども、遊佐郷、南遊佐も含めて82か村、12組、9,926人、2,060軒の人がいたという記録が記されておりました。あの時代のことだから、食糧が不足すれば生きていけないわけですから、そこら辺のやっぱり人が生きるための食糧と人口というのは大きな関連があって、その時代は進んできたのだと思っていますが、現在ではそういう食料が外国から輸入できる状況の中でいけば、そのようなこともない平和な時代であるとは思っています。ただ、いつどこで外国から食糧が入ってこなくなるかという、逆に言うと外国の食料に頼らざるを得ない日本の食糧の安保については一抹の不安も日本としてはあるのではないかと、基礎的エネルギーを半分まで国では生産できないのだということですから、そんな心配もしているところであります。

前置き長くなりましたが、今、集落に関する条例の制定についてはいかがでしょうかというお話ありました。これについてはやっぱり町民の意識の向上、そして理解が進むことによって議会の皆様と勉強会をしながら条例つくることは、新しい庁舎ができた、その先にあるものとしては、それはふさわしいことかもしれません。集落の活力をどうやったら維持していくかということは、本当に頭の痛い問題です。ただ、先ほど地縁血縁団体の届出が私は地域支え合い体制づくり事業が進めたおかげで、遊佐町では公民館造れば100万円まで補助金もらえるから、地縁団体へ登録しましょうという形でかなり増えたというふうに意識をしておりますが、まだ半分までいっていないということであれば、まだまだ相続等で悩んでいる地域がないのかなと、逆に言うと、集落によってはみんなかつては共有地として登記していたものがそれぞれ今年度団体でも登録できるということになったものですから、いや、あの土地はみんなのものなのだけれども、何で個人のものになっているのだと逆に集落でもぶつかり合い、対立も生まれてきているという心配もしているところです。それら等をやっぱり町民の意識の向上、議論がなされて、理解が進めば条例化ということはやぶさかでない、このように思っています。

ただ、先ほどあった、私もちっちゃな小学校のPTA会長をさせていただいておるときに呼び出されました、ある方に。教育後援会費は、私のうちは子供もいないし、この辺のあれは将来的には参加しないから、払いませんからと、直接呼び出されて言われた経緯がありますので、公平性とはいいながら、なかなか集落の組織の団体に集まる積極的な皆さんの意識と町民個々の意識というのはかなりやっぱり格差があると思っていますので、それら等についてはしっかり議論していただくということが必要だと思っていますし、例えば先ほども私申し上げましたまちづくりセンター等の話で、地区ごとにまちづくりセンターの地域協力金が値段でいくと倍ぐらい違うという現状がこれまでありましたが、蕨岡地区は新しい新年度始まる前の総会で昨年の半額、1,600円、一番高かったわけですけれども、800円にその当時村井会長、村井仁君が会長でしたけれども、そういう形での英断をもって予算を半額にさせていただいたという、そんなこともありますので、また高瀬地区はいろんな形の集め方がいっぱいして、金額的にはかなりの額集めていましたので、それら等その地区、その地区で違うものだなという意識と、できれば平準化してもらいたいなという思いです。なぜならば、集落維持のための部落費といっている負担金が遊佐町では駅前一区とか、大人数の地区は非常に安いのですけれども、私の村では3か月ごとで1回の集金が2万7,600円です。それを4回集めているところです。ですから、中に聞くとおころによりますと3万円の掛ける4、12万円ぐらいを集めているところもあると伺っていますし、また年間1万円で収まるというところもあるやに伺っています。これらやっぱり定住政策を進める上では、どうしてもあの地区にはなかなか紹介できないよねということもありますので、それら等横のつながりをしっかり持って整合性できればありがたいと思っている、以上であります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） まず、私の拙い質問に対し、ご答弁をさせていただく町長、課長、町職員の皆様様に感謝を申し上げます。

さて、光陰矢のごとしと申しますが、本当に月日の過ぎ行く早さに今さらながら驚いている次第であります。光といえば、雷の稲妻が一瞬真昼のように照らすと表現されるように、雷の膨大なエネルギーを持

っていることに驚く次第であります。その電圧は、1億ボルトとも言われております。家庭で使う電圧は、100ボルトでありますから、雷1回のエネルギーで一般家庭での電力使用量の50日分くらいの大きさだとも言われております。将来このエネルギーを利用することができれば、現在二酸化炭素削減ということを非常に言われておりますが、これについて多大な効果をもたらすことであることは間違いないと思います。技術革新が進み、現実化することを望むものであります。雷が静電気であることを証明したのがアメリカの建国の父と呼ばれるベンジャミン・フランクリンであります。フランクリンは、タイムイズマネー、時は金なりとも言っております。時間を大切に、一般質問をさせていただきます。

まず、第1に、消防団員の処遇等についてであります。消防団員の処遇等に関しては、私が第534回遊佐町議会定例会において質問を実施いたしております。さらに、5番、齋藤武議員が令和2年12月9日、第542回遊佐町議会定例会において質問を実施しております。そのときのご答弁は、当町消防団員によるアンケート調査結果等の分析を踏まえ、令和2年度中に今後の方針を決定したいでありました。あくまでも予定は未定でございますが、決定事項がございましたら、その内容をお伺いいたします。

そして、本年4月14日、消防庁長官通知が発出された次第です。内容は、次のとおりのものでございます。報道資料、総務省、令和3年4月13日、消防長。消防団員の処遇等に関する検討会中間報告書及び消防庁長官通知。消防庁では、消防団員数が減少していることや災害が多発化、激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的とした消防団員の処遇等に関する検討会を開催し、検討を行ってきました。今般、消防団員の適切な処遇の在り方に関する検討の結果を中間報告書として取りまとめましたので公表します。また、この報告書を踏まえ、都道府県知事及び指定都市市長に対し、消防団員の報酬等の基準の策定等について、消防庁長官から通知を発出します。1、消防団員の処遇等に関する検討会中間報告書概要。報告書のポイントは、別添のとおりです。報告書の全文は、消防庁ホームページに掲載します。これ記載内容は、全51ページにわたるものでございました。2、消防庁長官通知、消防団員の報酬等の基準の策定等について。主な内容、通知のポイント及び本文は別添のとおりです。以下を主な内容とする非常勤消防団員の報酬等の基準を定めたこと。年額報酬は、団員階級の者は3万6,500円を標準とすること。出勤報酬は、災害時は1日当たり8,000円を標準とすること。報酬等の団員本人への直接支給を徹底すること。団員個人に対し、直接支給すべき経費、報酬等と団、分団の運営に必要な経費、維持管理費等は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。各市町村において消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行することの内容でございます。これは、当日、武田総務大臣の記者会見の内容を消防庁長官通知としたものと理解をしております。総務省動画チャンネルがユーチューブで閲覧可能となっておりますが、約4分ほどの動画が掲載をされております。私は、数回これを確認いたしました。冒頭の消防団員の減少については、当町も同様だと思っております。令和2年12月9日のご答弁では、団員定数620名、以前は700名だと記憶してございます、の620名に対し、12月9日現在で603名というご答弁でした。令和3年4月現在の団員数をお伺いいたします。さらには、先ほどの団員の階級についての報酬金額、3万6,500円という金額についても再度お尋ねを申し上げます。

次に、障害者雇用促進法に定められた雇用実態についてお伺いをいたします。令和3年3月1日から地

方公共団体においては、障がいを持たれた方の法定雇用率が2.5%から2.6%に引き上げられました。これについてのインターネット上での報道がございました。内容は、「障害者法定雇用、山形県教委など7機関未達成」という見出しでありまして、内容としては厚生労働省山形労働局がまとめた昨年6月1日時点の障がい者雇用状況で、先ほど申しました山形県教育委員会など県や市町村の7機関が法定雇用率を未達成だった。市町村の機関では、K市、T町、そして遊佐町等々記載があり、その不足数は遊佐町の2.0人が最大という内容でございました。これについてどうのご所見かお尋ねをするとともに、今現在の雇用されている人数及び過去5年間の数値についても把握なさっていただけましたらお答え願いたいと思います。

以上、壇上から質問とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、佐藤俊太郎議員より消防団の処遇に関する施策等についてと障害者促進法に定められた雇用実態についての質問、2つをいただいたところです。

現在、遊佐町消防団には588名の団員が在籍し、平日、休日、昼夜を問わず発生する火災、自然災害の対応はもちろんのこと、いざというときに備えた訓練にも日々励んでいただいております。まずもって団員の皆様に感謝を申し上げます。先般、令和3年4月14日に総務省消防長から出された消防団員の処遇等に関する検討会中間報告や消防庁長官通知については、地域の消防防災体制の中核的な役割を担う消防団の団員数が全国的にも減少をたどり、団員減少に歯止めがかからないことにより地域防災力の低下や、ひいては地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すおそれがあることから、消防団員の適切な処遇の在り方について、国の検討委員会で議論がなされたものであります。本町においても、消防団員数は年々減少しており、消防団員の報酬や装備の在り方についてはこれまでも議会の場でご質問いただいていたところでもあります。昨年度、遊佐町消防団では待遇や会計の在り方についてマスコミ報道がなされ、町民の皆様や消防団員の皆様に大変ご心配をおかけいたしました。佐藤和博消防団長を中心に、消防団の幹部会議での場でも議論をさせていただいております。待遇も現状把握と意見集約のために、昨年10月から11月にかけて、全団員を対象にアンケートを実施しました。結果を踏まえ、改めて協議をさせていただき、まずは令和4年度から報酬の個人支給を決定し、今現在その準備を進めているところでもあります。国の中間報告では、出動報酬の創設や年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上などが取りまとめられましたが、総務省でも支給額、支給方法は地域の事情により必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においてはこれらの支給を定める制度の趣旨に鑑み、引上げ等適正化を図る必要があるとしているのも確かであります。本町の団員報酬、手当の額につきましては財政状況を踏まえ、庄内管内の市町、特に酒田地区広域行政組合消防本部所管内の酒田市、庄内町の報酬、手当の額を参考にしながら消防団、幹部会等で協議した上で報酬等審議会、議会に諮り、手順を踏みながら改正を行ってきたところでもあります。直近では平成27年1月に報酬等審議会にお諮りし、消防団員報酬については現状維持が妥当であるとの答申をいただいたところではありますが、今後の我が町の消防力、防災力の確保に向け、消防団員の待遇改善について議論をする時期が来ていると考えているところでもあります。今後、財政状況や近隣市町の状況を考慮しながら、具体的な金額、手当についてはどこまで支給対象にするかなど幹部の皆さんと議論を進めまして、手順を踏みながら対応していきたいと考えております。

次に、障害者雇用促進法に定められた雇用実態はという質問でありました。6月1日現在の職員の総数は、特別職と会計年度職員を含めて275名となっております。そのうち障がい者雇用の対象となる職員は3名で、3名とも会計年度職員であります。そのうち2名が重度の身体障がい者、1名が精神障がい者に区分されています。3名ではありますが、法定雇用率の数値を計算する場合、重度の障がい者の場合は1名で2名分のカウントとなるため、雇用している障がい者は数字上5名ということになります。これを職員数で割り返してみますと、1.82%ということで、法定雇用率の2.6には達していないというのが現状であります。これに関しましては、昨年5月に重度の障がいと認定されていた若い1名の職員が退職されたということがありましたので、それについて今後の募集について、なかなか雇用できなかったということが今になれば、あのプラス2、7なら違うのだなという思いをしているところであります。こうした状況を踏まえ、障がい者雇用に努め、法定雇用率の達成につながるためにも本年10月1日の採用に向け、町独自の職員採用試験を実施するため、準備を進めているところであります。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 今ご答弁いただきましてありがとうございます。

昨年12月の段階で603名、現在が588名ということでございます。やはり減少になっていることは間違いのない事実でございます。さて、それでは、この減少の原因は何かという分析をなされているのでしょうか、どうなのでしょう。まず、その前に先ほど申しました中間報告の概要の抜粋でございますが、町長答弁とちょっとダブるところでございますけれども、令和2年4月1日時点の消防団員数は81万8,478人と2年連続で1万人以上減少する危機的状況、特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少であること、こうした事情を踏まえ、消防団員の労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠と考えられること、処遇改善は消防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資することと明記されてございます。このまま当町の消防団員数の減少にどこかで歯止めをかけなければ、極端な話、団の成立も危ぶまれかねない状況ではないかと思料されます。これについてのご所見をお願いいたします。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

先ほど町長答弁の中でも述べさせていただいたところでございますが、確かに我が町の消防団員の減少のみならず、全国的にも今議員がご指摘のとおりでありまして、特に20代の団員については非常に減少のスピードが早いということでございました。我が町のほうでも消防団員の減少のみならず、そもそもの人口が減ってございます。そういったことも一番の減少の原因なのかなということで考えているところでございます。その中であって、最高幹部会議の皆様を中心としましてそれぞれの分団、部、班といった組織の中で熱心に消防団員ということで勧誘をしていただきながら、何とか現在の588名という形を保っていただいていることにまず感謝を申し上げるべきなのかなということでございます。

それで、中間報告の抜粋ということで先ほど来お話しいただきました。処遇改善が不可欠ということで、内容についても私どものほうでも、これは消防庁長官の名前で発出されたものということで、大変重く受け止めてはおるところであります。一方で私、財政のほうも所管をしてございまして、財政の立場からもちらの通知については拝見をいたしているところでございます。それからしますと、令和2年の12月の5番議員のご質問に対する当時の総務課長の答弁に尽きるのかなと、その中身については皆さんご存じ

のことと思いますので、まだ記憶に新しいことだとは思うのですがけれども、なかなか財政的に申し上げますと確かに通知においては3万6,500円、こちらの金額が普通交付税の基準財政需要額の単位費用になっていますよという話をしてございましたが、588人分、単位費用に入っていればよろしいのですが、現実的には少ないものですから、普通交付税で幾ら見ているよと言われても、実際に交付税に算入されている額は届いていないということなものですから、その辺のところは前回の課長の答弁でご理解をいただいているものということでございます。そういったこともございまして、私どものほうでも仮に報酬を上げることになりますと全て持ち出しという形になってくるわけでございます、この通知であります、もう少し続きがございまして、必要な条例改正、予算措置を実施することということは先ほど議員のほうからお話ございましたところですが、財政措置については令和4年度から3万6,500円の基準額を踏まえて見直しを行う方向で検討をしているということという一文がございまして、ですから、町としては財政担当という視点では、どのような改正になるのかなということが非常に興味があるところでございます。その中身について少し情報を得たいという視点もございまして、そういったことで、その辺のところを少し情報収集をしながら、検討してまいりたいと考えております。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員の質問を保留し、午後3時15分まで休憩いたします。
(午後3時02分)

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。
(午後3時16分)

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） それこそ減少に歯止めをかけるための方策ということで、私先ほど申し上げました。従来からのご答弁で、それこそない袖は振れない、よく理解をしているつもりでございます。されど、こういう方法があるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

今回、小型動力ポンプ付積載車の取得についてということで1,283万7,000円が計上されてございます。当遊佐町は、非常に物品を大切に使うということを私は理解しております。この小型ポンプ、使えないわけではないと思います。係の者にお尋ねをしましたところ、年次のかなり経過した車両を随時交換をしているというようなことでございました。例えばこの小型動力ポンプ付積載車2台を1台にする、そしてそれをどちらかに付け替えをするというような、誠に素人の浅慮とも言えるようなご質問をしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

ポンプ付積載車、これは事件案件のお話でしたよね。今回そういったことで積載車を更新するというご提案を別の提案ということでさせていただいております。2台でございます。そのうちの1台を断念をして、報酬等に付け替えられないかというお話だったのでしょうか。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） そこまでは言うてはございません。ただ、ほかに付け替えるという方法はあるのかなのかという質問でございます。報酬という限られたことではございません。例えばの話ですが、定期的に消防設備として無蓋の防火用水、こちらのほうを有蓋、蓋つきの工事を定期的になされているということも承知をしております。そういうあらゆる防災関係の方面に付け替えが可能なものなのかどうかということをお尋ねをいたします。

議 長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

消防、それから防災ということだと思いますが、付け替えという部分の認識がちょっと正確に理解していないところでございますが、例えば先ほどお話にございましたポンプ付の積載車につきましては、今回2台ということでございます。それ以外にも年間の予算を見ますと、防災関係の予算というのはついてございます。そちらにつきましては、当然年次計画で必要なものということで、予算の編成に当たっては査定をして、必要性を十分確かめた上で予算計上をして、予算を執行するという流れになってございますので、途中でそこを変更するということはよほどの事情がない限りしないものと理解しておりますし、またそういった緊急の事情が生じた場合は補正予算という形をお願いをするという場合もございます。

以上です。

議 長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） 無理な質問を唐突にいたしまして、さらにお答えいただきありがとうございます。しかし、そういうこともあるのかなということをお心片隅に置いて次年度に対応していただけたら、私は幸いです。

さらに、資料を頂きました。管内の年齢別構成という資料でございます。当町においては18歳から20歳までの団員の方が3名、21歳から25歳までの団員の方が21名、やはり多くはないなと感じております。酒田市と庄内町もこれに記載があるので参考にさせていただきましたら、庄内町のほうがかかなり、18歳から20歳までが11人で21歳から25歳が73名、26歳から30歳については97名、さらに31から35が174という、もうすばらしく若い方の団員さんが多いという感じを受けてございます。いろいろ町の事情、情勢等違うということは重々理解しておりますが、何か努力をすれば庄内町的に数値が変わる可能性がやはりあるかなというふうに考えるわけでありまして。団員だけではなくて、若者がそれこそ当町では少ないのだと、先ほど来定住促進住宅、団地等々の施策をいろいろ講じながら、若者がいかに住みやすい町になるか施策をしているということは重々承知の上で、できれば庄内町でどういうことでこのような数値になるのかということも検討、研修することも大事かなと思って、この資料を今後とも見させていただく所存でございます。やはり消防団員の活動は、地域防災の重要な役目を担っているということは、町民皆様の周知の事実であると思ってございます。その活動に光を当てるのは、我々地域住民として当然のことと思います。先ほど申し上げました雷のようなすごい光とは申しません。しかし、ろうそくのような心細い火であってはいけないのではないかと思います。その光が消防団員の皆様に当たるように努力をしないとイケないのかなと思っている次第でございます。町としても、方針としては私が今申し上げたことに反対するということは当然ないとは思いますが、やはり町民のバックアップというか後押し、必要だと思います。これについて、さらなる支援の方法等を何かお考えございませんでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

私先ほど財政のほうのことばかり申し上げましたが、一方で消防担当もしております。この間の消防団、消防団幹部会議の中でも様々議論があつて、その中で報酬、先ほどの消防庁長官の通知がございました中であつた報酬等を直接お支払いをするということについては決定をいただいて、令和4年の4月から実施をするべく現在準備をしているところでございます。一方、報酬につきましても決して最初から上げられないというお話ではなくて、先ほど町長答弁にありました議論する時期が来ていると考えているという中身であります。当面これまでも報酬の額については、あくまでも財政状況を踏まえという前置きをつけながらも、酒田地区広域行政組合管内、酒田市と庄内町でございしますが、その中でいろいろと情報交換をしながら、最終的には報酬等審議会、そして議会に諮って手続を踏みながら、改正を行ってきたという経過がございますので、今回についても同じような形で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。遅くとも来月ぐらいまでにはそういった情報交換の場もあるやに聞いておりますので、そういったところから情報を収集をしながら考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） まさに当町の消防団員の方に光が当たるような、そういう施策を切に望んで、この項目は終わりたいと思います。

次に、身体障がいをお持ちの方の雇用関係でございますが、10月の今現在は雇用定数に達していないというご説明でした。このままにしておくわけにはいかないと。この雇用を確実にするための町としての方策として、遊佐町障がい者活躍推進計画なるものが令和2年4月1日付で策定されてございます。この中に募集採用という欄がございまして、職員採用資格試験実施時や会計年度任用職員採用時には障がい者枠を設けて募集を行うなど、障がい者の職員採用に積極的に取り組む。募集、採用に当たっては以下の取扱いを行わない。特定の障がい者を排除し、または特定の障がい者を限定するというか、しないというふうに、自力で通勤できることといった条件を設定しない。介護者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない。就労支援機関に所属、登録をしており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定しない等々でございます。この募集採用、非常によろしい事項が記載をされていると思っておりますが、重度の方が1名辞められたという先ほどのご答弁でございました。この方が辞められたという理由について、何か把握をされていることありましたらご答弁をお願いいたします。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

本人の希望による退職と聞いております。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 本人の希望、働くのがつらくなったのか、そこまでは多分お尋ねになっていないのだとは思いますが、今現在募集をしているのでしょうか。この件についてお尋ねします。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

本日時点では、まだ募集をしてございません。ただ、先ほど町長の答弁にございましたとおり10月1日採用に向けて募集をする予定で、具体的には申込期間として6月15日から6月30日という期間を今のところ考えているところでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） やはり6月15日から6月30日までという期間を区切って応募するということは理解はできますが、このことを障がいをお持ちの方にただ6月15日から6月30日までなのだよというような、チラシかどうか分かりませんが、募集の広報はどのような方法でなされるのでしょうか、ご質問いたします。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

町の広報、それからホームページ、こちらのほうで要項については掲載をさせて、周知を図りたいと考えております。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 募集に際しては18歳から30歳までの年齢の方ということでございましたが、先ほどの募集に関しては障がい者の障がい枠を設けて募集を行うということでございますので、障がい枠のうちの年齢制限、居住制限等々の縛りについてはどのようになっておりますでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

実は昨年も同じような形で募集をさせていただいたものでございますが、変わってございません。36歳未満ということで、居住しているところの縛りはございません。身体障がい者の方を対象とさせていただきます。高等学校卒業以上の学歴を有する方ということでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） なかなか難しい、難しいといったら語弊があるかもしれませんが、募集採用の先ほど私が読まさせていただいたやつをやはり忠実に実行すれば、多分障がいの方が来てくれるのではないかとしたりもするのですが、こういう職場環境をつくります的な広報も必要ではないのかなと、ただ単に36歳未満、高等学校卒業程度の能力を有する者だけでなく、先ほども申しました障がいを排除し、また特定の障がいに限定すると、こういうことはありません、ですからどうぞ応募をしていただきたいというような、きめ細やかな応募の方法もあろうかと思いますが、これについてはいかがお考えですか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

今回の募集に関しては、特にそういった今議員がお話のあったような形での取組はしていないところでございます。職員採用につきましては、障がいの部分のみならず、一般の職員に関してもなかなか採用試験を実施しておるわけでありまして、今回も合わせたような形で行政職の社会人対象についても一緒に考えているところであります。障がいのみならず、職員採用についてはやはり今議員がおっしゃったような、

例えばこういう職場環境ですよといったようなPRを積極的にする必要はあるかなということで考えているところでございますが、実は私の総務課の所管ではございませんが、広報の担当のほうで7月1日号にそういった職場で働く職員の声を特集して載せようという動きもございますので、そういったもので今現在遊佐町役場のほうで働いている状況についてPRできたらなということで考えているところでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） そのようにしていただいて、一日も早く法定の雇用率を達成することを願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の一般質問を終わります。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 日本共産党の佐藤光保でございます。一般質問に入ります。

まず、自衛官募集に係る住民基本台帳の取扱いについてをお尋ねします。このテーマは、昨年の12月定例会でも一般質問をいたしました。しかし、今年2月5日付、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてという通知文書が入りましたということを知りましたので、改めて確認しておきたいと思い、お尋ねいたします。

次に、給食費の無償化についてお尋ねします。まず、食育の取組の状況についてお尋ねします。2005年に食育基本法が制定され、2008年には学校給食法第1条、目的が改定され、給食は教育であることが明文化されました。食育が教育の一環であり、憲法26条は「義務教育は、これを無償とする。」とすることから、給食費は無償とするべきであるとも考えられると思います。お尋ねします。

あと、給食費の無償化に絡んで、苦難軽減施策であります就学援助費の動向についてお尋ねします。

以上、よろしくお願いたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 6月議会最後の質問者であります佐藤光保議員に答弁をさせていただきます。

令和3年2月5日付での自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についての影響はという形で質問がされました。自衛官または自衛官候補生の募集に関し、令和3年2月5日付の防衛省及び総務省からの通知により、その後の影響についての質問であります。自衛官は、または自衛官候補生の募集に関しては、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条を根拠に、毎年、自衛隊山形県地方協力本部から町に対して、町民の氏名、生年月日、性別、住所の4情報について住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求がこれまでございます。その目的については、高校生等への自衛官募集に関するダイレクトメールの発送とのことですが、この依頼に対しまして、町としては住民基本台帳第11条、遊佐町個人情報保護条例第9条の規定に基づき、現在は閲覧という形で情報提供しております。自衛官または自衛官候補生の募集に関する事務については、住民基本台帳法第11条に規定する住民台帳の一部の写しを国に提出できることの明確化について地方から国への提案があり、その対応方針として当該資料の提出を防衛大臣から求められた場合、市町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確にすることが令和2年12月18日付閣議で決定されました。その後、令和3年2月5日付で防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長の連名により、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出につい

ての通知があり、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出については自衛隊法第97条第1項に基づく市町村の長の行う自衛官または自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定による防衛大臣が市町村の長に対して自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報、いわゆる氏名、住所、生年月日及び性別を求めることができることのほかに、募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることは住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないと明記されております。これまでの本町の対応は、住民基本台帳の一部の写しの提供を行っておらず、少なくとも平成12年度以降から閲覧という形で情報を提供してまいりましたが、令和元年9月5日に開催した情報公開・個人情報保護審査会において、自衛官募集に関する適齢者名簿の自衛隊への提供について協議をいただいた結果、従来どおり閲覧という形での情報提供すべきとのご意見をいただき、その後も閲覧で対応してまいりました。今回の通知を受け、これから町としてどう対応していくべきか、再度情報公開・個人情報保護審査会にお諮りし、ご意見をいただいてからの判断とさせていただきたいと思っております。

それから、2番目の質問でありました給食費の無償化についてであります。現在、給食については学校給食法第11条第2項の規定に基づいて、学校給食を受ける児童、生徒の食材の実費分として保護者にご負担いただいております。1食当たりの単価は小学校が260円、中学校が310円となっており、昨今の牛乳代や精米代、野菜価格等を考慮すると決して高い単価ではなく、子供たちが毎日楽しみに栄養ある、潤いある給食を提供できる範囲のところでの単価の設定であると考えております。遊佐町の学校給食は、食材の地産地消を推進しており、学校給食における県産農林水産物の利用率について申し上げますと、野菜部門、果実部門、生肉部門、その他郷土料理の食材部門のそれぞれの食材のうち、全ての部門において使用割合が50%以上となっており、山形県では全市町村のトッププラスを誇っております。

さて、学校給食は食の大切さを考える重要な役割を担っております。最初のご質問にあります食育ということにもつながっていくわけですが、遊佐町の小中学校では遊佐町小中学校食育推進事業における学校、家庭、地域の連携による食育の推進に取り組んでおります。主な狙いとしては、食を通じて人や自然に感謝する気持ちを培い、自他の命を大切にすることを育てること。2つ目としては、郷土に伝わる食文化のよさを実感させるとともに、それらを継承してきた人々の感謝の気持ちを育てること。そして、3つ目としては、食生活に関する自己管理能力やマナーの改善を図り、望ましい生活習慣を身につけさせることなどであり、心づくり、体づくり、行いづくりを重点目標としております。具体的には、お米や野菜を子供たち自身が育てて、できるまでの様子を学習し、その育てたものを食することで食の背景に広がる命、人間の知恵、伝統、作物を育てる苦労や喜び、生産者の思いに触れる機会を養っております。また、学習発表会の収穫祭には作物の育て方を指導されてくれた皆様やふだん学校の給食に野菜を納めていただいている農家の方、食事の面で毎日支えてくれている保護者の皆様をお招きして、子供たちが感謝の言葉をお伝えしたり、昨年度からコロナ禍の影響により感謝のメッセージカードを送るなど、やり方は変わってきておりますが、食の大切さを学ぶ取組は継続して実施しております。

このように、食育が教育の一環であることは佐藤光保護委員の質問の趣旨のとおりで理解しておりますが、一方、日本国憲法第26条の「義務教育は、これを無償とする。」ということの解釈についてでございますが、ここでいう義務教育は国民の能力に応じてひとしく教育を受ける権利の中での普通教育を受けさせる義務のことであり、給食費と直接関連づけるものではないと理解をしております。

次に、就学援助費の動向についてであります。遊佐町では遊佐町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な費用の助成、援助を行っております。給食費の援助に関して認定された人数については、令和3年度で小学生34人、中学生19人、合計53人であり、全員が実費分である全額の援助を受ける予定であります。加えて、援助額については年間給食費予定回数を200回とし、それぞれの給食費単価を掛けて計算すると、小学校で176万8,000円、中学校で117万8,000円、合計294万6,000円となる見込みであります。子育て支援施策において、義務教育の世帯を含めた子育て世帯全般への支援を考慮し、今後も給食費については保護者負担と考えておりますが、遊佐町の食育への取組や就学援助費の支給等を通じて、保護者の食育に対する意識がより高まるよう積極的な発信に努めていくとともに、義務教育の円滑な実施に努めていきたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保護員。

4番（佐藤光保君） まず、自衛官募集の住民基本台帳の閲覧ですが、もう一度この場合でいえば、審査会で検討するという事だったと思います。それで、私が今取り上げました問題は、最近あちこちで出ている問題でありまして、ここ最近で見ましても4月25日に仙台市、5月6日で新潟市、5月21日に福岡市、6月3日にはさらに仙台市というふうにして、この問題が取り上げられております。ですから、やはり全国的に問題とされているということが言えると思います。ですから、慎重にお取扱いいただきたいということなのですが、町長もおっしゃった自衛隊法施行令120条に国が求めることができるというふうに書いてあるわけですが、これは2003年の4月、当時の衆議院特別委員会で、当時の石破大臣ですけれども、法定受託事務に関して、私どもが依頼しても応える義務というものはずしもございませんと答弁しているのです。あくまで依頼に過ぎず、市町村長に応える義務はないというふうを考えております。ですから、その辺もどうぞよろしくお含みおき願いたいというふうに思います。

あと、もう一点、情報公開・個人情報保護審査会に諮るということだったのですが、これは内容がその個人に関する事ですから、例えば1回この件に関して、そういう防衛省からの名簿提出依頼については了承することにしようとか、例えばそういうふうな書き方をするのではなくて、これはあくまでもかける個人全員の分を、人名を明らかにして、特定して、その都度かけるべきだというふうには考えます、審査会へのかけ方として。1回かけて何年もそれが有効だと、何回も有効だというふうには考えるべきではないというふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

それで、1つ個人情報保護の関係でお尋ねしておきたいのですが、私も今回この関係の質問は何回かしておるわけですが、条例を見ていまして初めて気づいたのですけれども、条例の26条に利用停止請求の手續というのがあります。この法令の趣旨をちょっとご説明いただけませんか。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答えいたします。

個人情報保護条例第26条には、利用停止の請求の手續ということで記載がされております。実際利用停止の中身につきましては、その前の条の25条のほうに利用停止請求権というもの規定されてございます。その中には、25条第1項第1号には、個人情報の取得、収集が違法に行われていた場合、あるいは利用が

個人情報保護条例の1条第1項に反しているときには利用の停止、あるいは個人情報の消去、それから25条の第1項第2号には個人情報の提供が9条第1項に違反して提供されていると史料される場合には提供の停止、これらの措置を求めることができるという内容でございます。

以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 実はこれと、これ今私も大変この条例を見て、この条文を見て、いや、遊佐町の保護条例というのは先進的なものだったのだなというふうにして、改めて気づいた次第です。というのは、今回申し上げました最近問題となっておる何市か、仙台市はじめあったわけですが、その中でこんなことが問題になっております。個人に請求させると、制度がない場合はそれをつくべきだというふうなことが問題になっておまして、既にやっぱりほかの市、例えば福岡市なんかではそういうふうはこちらの遊佐町の条例と同じように停止請求権があるということが述べられております。ですから、その辺も前提にして審議会のほうではご検討いただきたいということでもあります。

それで、私が言いたいというか、今回の件について思うことは、今デジタル化法という、デジタル化関連法というのでしょうか、それがあられるわけですが、その弊害というか、問題の一つに地方自治体の独自の施策を縮減させるということがあられるというふうにならされております。私は、今回の名簿の取扱いをこのようにしろという今回の3月の通知というのが、いわゆるその問題の性質を一つにしているような気がして見ております。それで、個人情報保護については本当に大きな問題がございまして、海外に漏れてしまう個人情報ということがあります。アメリカの諜報機関が収集可能になっているということでございます。政府が進めるデジタル改革の中で、日本国民の個人情報が中国やアメリカの諜報機関によって収集される危険が高まっています。特に重大なのは、政府が保有する情報の管理を米国企業、アマゾンに委ねてしまったということです。政府のデジタル改革では、情報管理体制が大転換されます。基盤となるシステムを自前で設置、管理する従来の方法から、民間企業が所有、管理するシステムをインターネット経由で使用する、クラウドへ変わります。日本の中央省庁向けシステム第二期政府共通プラットフォームは、アマゾンのクラウドサービス、アマゾンウェブサービスを基盤としており、昨年10月から運用が開始されました。これに伴い、順次政府の保有する情報がアマゾンの管理するサーバーに保存されます。すると、アマゾンのサーバー内に保有された日本政府と日本国民の情報に対し、米国の情報機関がアクセス権を持つこととなります。米国にはその根拠となる法律がありまして、合法的に米国ではその外国のデータにアクセスすることができるというふうになっております。それで、日本政府は政府機関等の情報セキュリティ対策のために、統一基準で政府機関などが保有する情報に対して、国内法以外の法令が適用されるリスクを指摘しました。アマゾンにデータの保管、管理を委ねることは、このリスクそのものです。それで、アメリカの場合、皆さんお聞きになったことがあるかもしれませんが、コレクト・イット・オールという言葉がございまして、これはスノーデンさんが出たときに知られた言葉ですが、情報を全て収集という考え方に基づいております。それで、これに対して欧州連合なんかでは国境を越えた情報の移転を規制するという方法をやっているのですが、日本は残念ながら、そういったことには、そういうふうになる方向にはありません。それで、日本ではこの間、利用者の個人情報を中国で閲覧可能にしていた無料通信サービス、ラインの問題があるわけですけれども、国家情報法を持つ中国も国家権力によって国家情報や個人情報や

プライバシーが丸裸にされる国です。中国当局に要求されれば、中国の企業は日本政府と日本国民について知り得る情報を提供しなければならないというふうになっているわけです。今回のデジタル改革に関連して、平井卓也デジタル担当相は衆議院での質疑で、個人データの国内保管の義務づけについては、私自身は慎重であるべきだと考えている。つまり自由な情報移転を進める持論を展開しております。コストのようなことを重視するのだと思うのですが、ですから例えば今のこの日本、遊佐町のこういう住民基本台帳を基にして得られたデータが国に上がり、それがどういうふうにご利用されるか、あるいはアメリカ、外国にも渡るということが、外国でも見れる状態になるということはほぼ間違いなかるうと思います。そういう状態の中ですので、大変取扱いについては慎重にお願いしたいということなのです。大変デジタル化というのは非常に瞬時的に大量の情報が移転しますし、ある意味では怖いことがあるということです。

それで、あともう一点、住民基本台帳の関係でいえば、こういうふうに毎年個人情報閲覧申請をして、そのデータがどのように蓄積されていくのかという疑問があります。遊佐町の若者の基本4情報はもちろん、これが全国的に集められて、全国の若者名簿みたいなものがもう既に出来上がっているのではないかと、そういうふうな遠大な仕組みになっているのかもしれませんが。大変恐ろしいことだと思っております。

以上、住民基本台帳の関係については申し上げまして終わりにするのですが、次に食育のほう、給食費の無償化についてちょっとお尋ねします。食育の取組の状況は先ほど伺ったのですが、例えば調理の方法なんかではセンター方式とか自校方式とかあると思うのですがけれども、今度の統廃合に絡んではこういったことはどのようになりますか。お答えいただければと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

まずは自校方式を基本としながら、現在開校準備委員会総務部会のほうでもやり方、体制などを検討しているところでございます。これまで同様においしい給食を作って、提供する予定としております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 地産率50%を超えると、いろいろ先ほど説明はあったのですが、要はやっぱおいしいものでないと、生徒が喜んで食べるようなものであってほしいというふうに思う次第でございます。

それで、先ほど町長からは義務教育の無償が給食費の無償とは結びつかないというふうなニュアンスの話があったのですが、その考え方は義務教育の内容をどこまでというふうに考えるかという程度の問題にすぎないと思います。例えば最近の状況でいえば、県内でも寒河江市が今年度から半額だったのを全額無償にします。これは、一つの流れになっていると思います。それで、遊佐町の例えばそういう福祉施策を考える場合に、子育ての環境を整えるという点では相当整備が進んできたというか、そこに力を入れてきたし、そういったことは整えられてきたというふうに考えます。例えば子供の医療費無償化などというのは、遊佐町として誇れる点だと思います。次に目指すは、義務教育の無償を完成する給食費の無償化を行えば、ある意味義務教育の無償化というのが完成するということも言えるのではないかとこのように私は考える次第なのです。統合小学校の増築よりも、給食費の無償化を優先すべきだというふうに考える次第であることを申し述べまして、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） この議場でも何回か給食を無償化せよという提案はいただいております。ただ、私が考えますときに、6歳から15歳までの子供しか小学校には行っていません。では、ゼロ歳から6歳までどうするのよ。その下については、保育園についての無償化は今山形県が、所得の低い方にはこういうやり方でやりますよという提案が県から来ているところではありますが、今所得が一番低くて、子育て苦労しているのはどこの世代かなというときに、やっぱりゼロ歳から6歳、学校入る前の世代が若いから一番所得が低いというふうに私は見えています。ある若者、私の息子の同級生の世代から、遊佐町はよそから来た人には甘いよねと。だけれども、俺たち遊佐町で生まれ育って、遊佐町で子育てをして、頑張っている人になかなかないよねという形の中で、すくすくゆざっ子支援金ですか、ゼロ歳から3歳の誕生日月まで月1万円ずつ町単独でそれについては支援しようという形を整えてまいりました。それらと義務教育の期間だけでなく入る前も、ただそのゼロ歳から6歳までの間で、途中から保育園に入る子供もいる。だけれども、うちでまず何歳までか保育園にも行かないで育てようやという親のほうの選択があるわけで、それら等をしっかり支えようという形で、私はそれから、では18歳までどうするのというのが次に出てくるものだと思っています。そんな形でやっぱり公が限られた予算の中では人気取り、ポピュリズムに走る市長とか市町村長もいるのでしょうけれども、私はしっかり地に足を着いた形での財政運営もやらなければ首長としては不合格だと思っていますので、人気取りだけの、ポピュリズムだけの首長にはなりたくないという思いで、負担できるものは負担していただきたいと。その代わり要保護、準要保護、本当に大変な世帯はしっかり町が支援しますよという形をさせていただいているという現状です。特に職員が自校方式でやる場合には設備から職員の人件費から何も負担していただいている形ではないのです。町民は無償です。それら等については、実費分の一部を負担しているという理解をお願いしたいと思っています。

以上であります。

議 長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

次に、日程第2から日程第9まで、議第55号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）ほか特別会計補正予算1件、条例案件1件、事件案件5件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会議務局長。

事務局長（高橋善之君） 上記議案を朗読。

議 長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第55号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）。本案につきましては、新型コロナウイルス感染防止に資する対策として、図書館施設整備事業やキャッシュレス決済導入促進支援事業などに要する事業費や当初予算編成後の事業の見直しなどにより当面緊急を要する一般行政経費等について補正するものであります。歳入歳出予算の総額に1億6,800万円を増額し、歳入歳出予算の総額を91億7,600万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、地方創生臨時交付などの国庫支出金で9,658万7,000円、県支出金で

1,801万2,000円、寄附金で200万円、繰入金で4,608万1,000円、その他の収入で460万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で1億6,800万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、議会費で164万7,000円、総務費で3,993万円、民生費で1,667万9,000円、衛生費で12万9,000円、農林水産業費で2,157万円、商工費で3,268万5,000円を、教育費で5,536万円をそれぞれ増額し、歳出補正総額で1億6,800万円を増額計上するものであります。

議第56号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、地域支援事業でボランティア等により提供される住民主体による支援、訪問型サービスBを新規で開設することによる団体等への補助金ほか事務費繰入金が多主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億3,040万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、国庫支出金で28万円、繰入金で12万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、新規事業の訪問型サービスB開設補助金として地域支援事業に28万円、総務費で12万円をそれぞれ増額するものであります。

議第57号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、提案するものであります。改正の趣旨につきましては、個人の町民税に係る非課税及び寄附金税額控除の範囲、医療費控除の特例の延長等の規定の整備を行うものであります。

議第58号 新庁舎東側用地防災倉庫・車庫建設及び駐車場整備工事請負契約の締結について。本案につきましては、新庁舎東側用地防災倉庫・車庫建設及び駐車場整備工事について、工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第59号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋上部工工事請負契約の締結について。本案につきましては、橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋上部工工事について、工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第60号 福祉車両（マイクロバス）の取得について。本案につきましては、現在運行している福祉バスに加え、新たに1台福祉車両マイクロバスを取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

議第61号 小型動力ポンプ付積載車の取得について。本案につきましては、遊佐町消防団の第2分団及び第3分団の小型動力ポンプ付積載車を更新するために取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

議第62号 庄内広域行政組合格約の一部変更について。本案につきましては、庄内広域行政組合議会の議員定数の変更に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、庄内広域行政組合格約の一部変更の協議を行いたいので、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

以上、補正予算案件2件、条例案件1件、事件案件5件について説明申し上げます。詳細につきましては所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） 次に、日程第10、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第55号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）ほか特別会計補正予算1件については、恒例

により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君）　ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の齋藤武議員、同副委員長に本間知広議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君）　ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に齋藤武議員、同副委員長には本間知広議員と決しました。補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後4時28分）